

平成 29 年度 版

米子市の環境



平成 30 年 3 月

米子市市民人権部環境政策課

目 次

I	市の概況	1
II	環境行政の概要	
	1 環境行政の執行体制	3
	2 米子市の環境行政	4
III	大気汚染	
	1 大気汚染の原因	5
	2 自動測定局による大気汚染物質の測定	5
	3 その他の大気汚染調査	6
	4 大気汚染に係る環境基準	7
	5 大気汚染の防止対策	7
	6 PM2.5及び光化学オキシダントに関する注意喚起	7
IV	水質汚濁	
	1 公共用水域の環境基準	8
	2 水域別の水質現況	9
	3 浄化対策	11
	4 中海の浄化対策	15
V	騒音	
	1 騒音に係る環境基準	17
	2 一般環境騒音調査	18
	3 自動車騒音常時監視	19
	4 騒音の規制及び基準	21
VI	振動	
	1 振動の規制及び基準	24
VII	悪臭	
	1 悪臭物質濃度測定	25
	2 悪臭の規制基準	25
VIII	公害苦情	
	1 苦情の状況	27
	2 苦情の処理状況	27

IX	環境保全及び普及啓発	
1	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画の策定	28
2	子どもたちへの環境学習等	29
3	環境問題の普及啓発事業	30
4	ラムサール条約湿地（中海）の啓発等事業	30
5	「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に関する 周知・普及啓発等事業	30
6	地球温暖化防止対策事業	31
7	電気自動車・急速充電器整備事業	32
X	環境美化	
1	市内一斉清掃事業	33
2	環境美化の推進	33
XI	廃棄物	
1	し尿等の処理	34
2	ごみ処理	35
	資料編	
1	大気汚染に係る環境基準及び評価方法	41
2	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準	42
3	ダイオキシン類に係る環境基準	42
4	人の健康の保護に関する環境基準（環境基準健康項目）	43
5	水質の経年変化	48
6	水質汚濁防止法の排出基準	53
7	鳥取県公害防止条例の排水基準	55
8	騒音規制法に基づく騒音規制の区分と用途地域の関係	56
9	騒音規制法に基づく特定施設の種類と規模	57
10	特定工場等において発生する騒音についての規制基準	58
11	特定建設作業の種類	58
12	特定建設作業に係る騒音の規制基準	59
13	指定地域内における自動車騒音の限度	59
14	鳥取県公害防止条例の規定による深夜騒音の規制基準	60
15	拡声機騒音の規制	60
16	振動規制法に基づく振動規制の区分と用途地域の関係	62
17	振動規制法に基づく特定施設の種類と規模	63
18	特定工場等において発生する振動についての規制基準	63
19	特定建設作業の種類	64
20	特定建設作業に係る振動の規制基準	64
21	指定地域内における道路交通振動の限度	64
22	悪臭防止法に基づく規制基準	65
23	環境関係用語の解説	68
	環境都市宣言	77
	米子市環境基本条例	78
	米子市環境保全条例	84
	米子市快適な生活環境の確保に関する条例	87
	米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	93
	米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例	101

I 市の概況

1. 位置及び人口

本市は鳥取県の西端に位置し、北には日本海、東には国立公園大山の山裾と一級河川の日野川が流れ、南には標高100m程度の山が点在している。西にはコハクチョウの集団越冬南限地であり、ラムサール条約湿地として登録された汽水湖の中海（鳥取・島根両県にまたがる全国第5位の広さを有する湖）を配し、その他は傾斜の緩い平坦地が多い地形となっている。

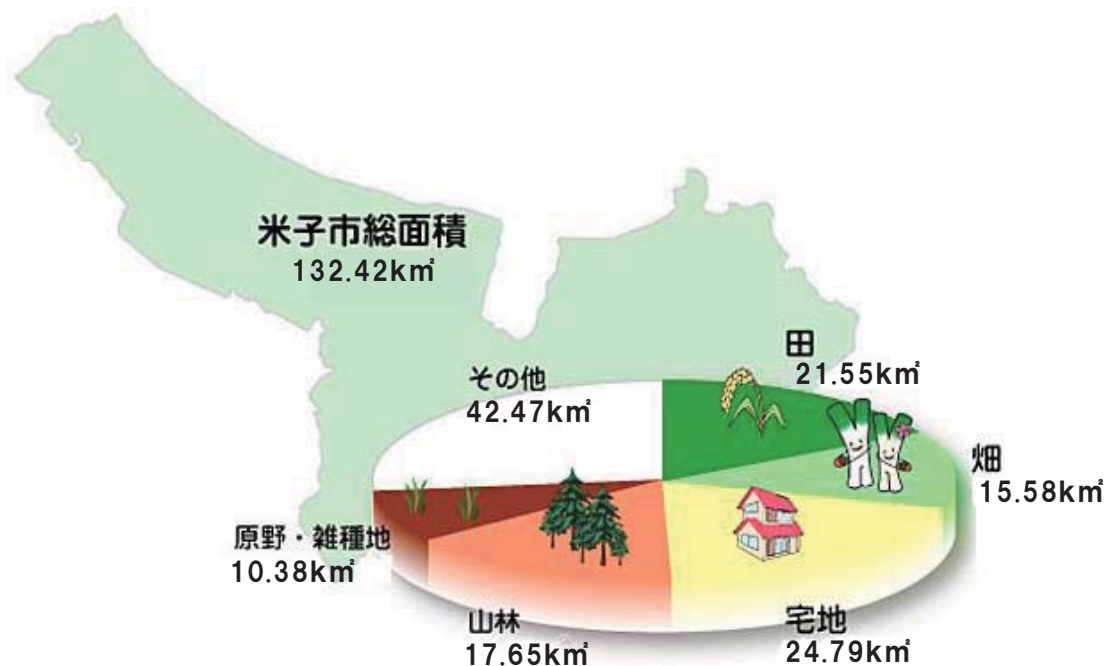
また、本市は日野川の流下土砂と海流によって形成された砂州である弓ヶ浜半島の基部に広がる、東西約22km、南北約14km、面積132.42km²、人口約15万人の商業を中心とする商工観光都市である。

江戸時代には城下町として繁栄し、そこに住む商人によって「商都米子」の礎が築かれ、現在では、高速道路や鉄道、さらには空路・海路の要衝として「山陰の玄関口」の顔も持っている。

さらに、日本最大級の国指定史跡「妻木晩田遺跡」や環境省指定名水百選の「天の真名井」を有するなど、自然に抱かれ、古代ロマンにあふれている。

このように、本市は、自然・文化・観光資源に恵まれ美しい風土を誇る「まち」である。

■米子市概況図：



資料：平成29年度土地概要調書

(1) 米子市役所の位置

所在地：米子市加茂町一丁目1番地 東経：133度20分 北緯：35度25分

(2) 人口

	人口	世帯数
昭和30年	99,446人(男：47,637人、女：51,809人)	21,098世帯
昭和35年	103,654人(男：49,262人、女：54,392人)	23,853世帯
昭和40年	107,841人(男：50,923人、女：56,918人)	27,284世帯
昭和45年	117,056人(男：55,315人、女：61,741人)	31,957世帯
昭和50年	126,523人(男：60,285人、女：66,238人)	36,752世帯
昭和55年	136,053人(男：65,198人、女：70,855人)	40,826世帯
昭和60年	140,615人(男：67,195人、女：73,420人)	42,543世帯
平成2年	140,503人(男：66,919人、女：73,584人)	44,474世帯
平成7年	143,856人(男：68,587人、女：75,269人)	48,518世帯
平成12年	147,837人(男：70,372人、女：77,465人)	52,700世帯
平成17年	149,584人(男：71,053人、女：78,531人)	55,212世帯
平成22年	148,271人(男：70,133人、女：78,138人)	57,610世帯
平成27年	149,399人(男：70,898人、女：78,501人)	65,021世帯
平成29年	148,910人(男：70,875人、女：78,035人)	66,316世帯

※国勢調査より。平成29年は3月31日の住民基本台帳(外人登録数含む)

2. 都市計画の用途区分

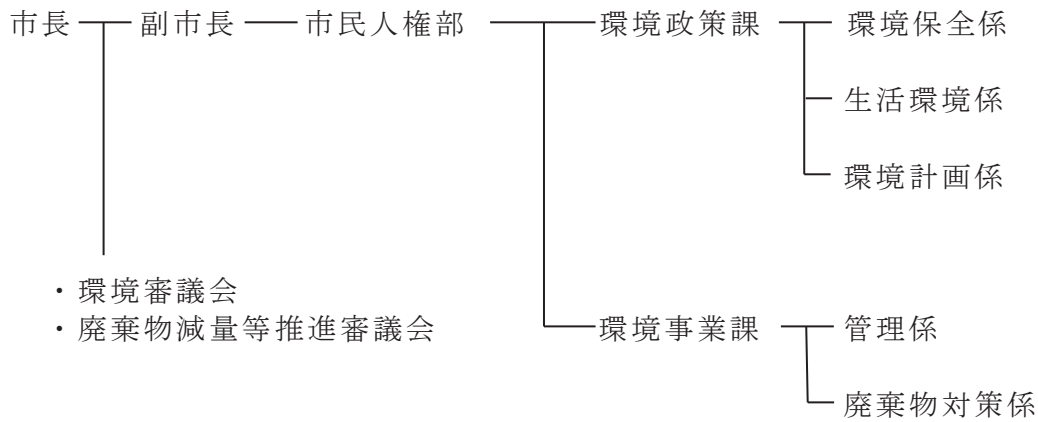
用途地域	面積(ha)
第1種低層住居専用地域	21
第2種低層住居専用地域	50
第1種中高層住居専用地域	553(調整区域内8.8)
第2種中高層住居専用地域	89
第1種住居地域	781(調整区域内8.8)
近隣商業地域	229
商業地域	167
準工業地域	256
工業地域	226
工業専用地域	98
合計	2,470(調整区域内17.6)

資料：平成29年4月1日現在 米子市ホームページ

II 環境行政の概要

1 環境行政の執行体制

(1) 機 構 (平成29年4月1日現在)



(2) 事務分掌 (環境部門に限る)

①環境政策課

- ・騒音・振動防止対策に関すること。
- ・水質保全及び生活排水対策に関すること。
- ・湖沼水質保全に関すること。
- ・大気汚染・悪臭防止対策に関すること。
- ・市内一斉清掃事業に関すること。
- ・加茂川を美しくする運動連絡協議会の事務に関すること。
- ・米子市環境をよくする会の事務に関すること。
- ・環境保全、公害防止の総合企画調整に関すること。
- ・ラムサール条約に関すること。
- ・地球温暖化防止対策 (省エネルギー) に関すること
- ・放置自動車並びに落書き及びごみのぼい捨て等の対策に関すること。
- ・自然保護及び環境学習に関すること。
- ・一般廃棄物の収集と処理計画に関すること。
- ・自然エネルギーに関すること
- ・公害及び環境保全に係る諸検査に関すること。
- ・事業場排水検査に関すること。
- ・下水水質検査に関すること。

②環境事業課

- ・一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- ・米子市クリーンセンターの管理等に関すること。
- ・不法投棄に関すること、ごみ置場及び事業所ごみ対策に関すること。
- ・一般廃棄物収集委託業者の指導に関すること。
- ・一般廃棄物処理業者に関すること。

2 米子市の環境行政

平成17年3月31日の「旧米子市」と「旧淀江町」の合併後は、平成17年に、地球環境問題や新たな環境問題へ対応するため、市民・事業者・行政の役割分担や連携により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現し、この良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする「米子市環境基本条例」を制定し、市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保を図る目的で、「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」を議員提案により制定し、公共施設等に対する落書き及び放置自動車の対策を行っている。

平成19年3月には、市民・事業者・行政が協働して環境の美化を図るため、「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」を制定し、まちの美観を損ねる空き缶・たばこのぼい捨て・飼い犬等のフンの放置対策を行い、この条例に基づき、平成21年10月に旧加茂川河口周辺環境美化推進区域の指定につづき、平成24年10月に上淀廃寺跡・伯耆古代の丘公園周辺環境美化推進区域を指定した。

平成23年には、米子市の環境施策を長期的な視点から総合的・計画的に推進するために、市民・事業者の行動指針及び本市の具体的な環境施策を明らかにした米子市環境基本計画を策定した。

家庭廃棄物については、平成18年9月に、ごみ減量化の一層の推進、ごみ排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保、ごみ処理経費に係る財源確保の目的で、「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正を行い、平成19年4月からごみ処理の有料化を実施した。

また、ごみ有料化にあわせて、ごみ収集場所に持ち出された家庭廃棄物は市に帰属するものと定め、ごみ集積場所から資源物等を持ち去る行為を禁止した。

平成24年には、米子市のごみ処理の計画的な推進を図るためのごみ処理計画と生活排水対策を図るための生活排水処理基本計画の2つの基本計画からなる一般廃棄物処理基本計画(第1次)見直しを行った。

また、平成25年10月からは、ごみの減量化の誘導策として30リットルサイズの可燃ごみ袋を導入した。

平成26年11月からは、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、市内公民館等31か所の回収ボックスおよび米子市クリーンセンターへの持込み等の回収方法により、小型家電の回収を実施した。

平成28年には、一般廃棄物処理基本計画の中間年度にあたり、取組みの進捗状況、社会状況の変化等に対応するため、現行計画の見直しを行った。

Ⅲ 大 気 汚 染

1 大気汚染の原因

大気汚染とは、自然に発生する場合もあるが、主に人間の生産活動・消費活動により空気が汚染され、生態系や人間の生活に悪影響を及ぼすことである。近年、アジアの急速な工業化が進み、さらに人口の増加により自動車の利用者も増え年々大気汚染は深刻化している。

2 自動測定局による大気汚染物質の測定

鳥取県が微小粒子状物質（PM_{2.5}）や浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどの大気汚染物質を自動測定することにより、常時監視を行っている。測定局には、一般環境大気測定局（一般局）、自動車排出ガス測定局（自排局）の2種類がある。

（1）測定結果（平成28年度）

環境基準達成状況を表-Ⅲ-1に、測定値の経年変化を表-Ⅲ-2に示す。

一般局において、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質については環境基準を達成した。自排局においては、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び一酸化炭素ともに環境基準を達成していた。

○表-Ⅲ-1 環境基準達成状況（平成28年度）

測定局	住所	測定項目					
		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
米子保健所 （一般局）	東福原 一丁目	○	○	○	-	×	○
米子市役所前 （自排局）	加茂町 一丁目	-	○	○	○	-	-
注）○：達成、×：非達成、△：長期的評価（達成）・短期的評価（非達成）							

○表－Ⅲ－２ 測定結果経年変化（年平均値）

物質	単位	測定場所	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
二酸化硫黄	ppm	米子保健所 (一般局)	0.0008	0.0007	0.0007	0.0004	0.0003
浮遊粒子状物質	mg/m ³		0.015	0.018	0.016	0.015	0.013
二酸化窒素	ppm		0.006	0.006	0.006	0.006	0.032
一酸化窒素	ppm		0.001	0.001	0.001	0.001	0.004
光化学オキシダント	ppm		0.036	0.035	0.036	0.036	0.034
微小粒子状物質	ug/m ³		-	15.9	14.7	11.4	10.6
浮遊粒子状物質	mg/m ³	米子市役所前 (自排局)	0.018	0.021	0.018	0.016	0.017
二酸化窒素	ppm		0.009	0.009	0.010	0.009	0.008
一酸化窒素	ppm		0.004	0.004	0.003	0.004	0.003
一酸化炭素	ppm		0.3	0.2	0.2	0.3	0.3

3 その他の大気汚染調査

(1) 有害大気汚染物質モニタリング調査（平成28年度）

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取した場合に人の健康を損なうおそれがあり、大気の汚染の原因となる物質のことである。鳥取県による測定調査結果は表－Ⅲ－3のとおりであり、基準は達成した。

また、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が設定されている9物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物）についても、指針値以下であった。

○表－Ⅲ－3 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（年平均値）

物質	単位	測定場所	基準値	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
テトラクロエチレン	ug/m ³	米子保健所 (一般局)	200	0.15	0.18	0.13	0.089	0.098
トリクロエチレン	ug/m ³		200	0.063	0.054	0.037	0.051	0.047
ベンゼン	ug/m ³		3.0	0.7	0.84	0.56	0.63	0.70
ジクロロメタン	ug/m ³		150	1.1	3.3	3.9	0.89	0.58
テトラクロエチレン	ug/m ³	米子市役所前 (自排局)	200	0.029	0.045	0.033	0.031	0.047
トリクロエチレン	ug/m ³		200	0.083	0.077	0.047	0.062	0.060
ベンゼン	ug/m ³		3.0	0.84	0.92	0.66	0.71	0.76
ジクロロメタン	ug/m ³		150	1.0	2.2	2.2	0.69	0.55

(2) ダイオキシン類調査（平成28年度）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、鳥取県が一般環境中のダイオキシン類の汚染状況を調査した結果、環境基準を達成した。（表-III-4）

○表-III-4 ダイオキシン類測定結果

調査区分	単位	測定場所	環境基準	測定結果
				平均値（濃度範囲）
大気	pg-TEQ/m ³	米子保健所	0.6以下	0.011（0.011～0.012）

(3) 石綿粉じん濃度調査（平成28年度）

鳥取県が一般大気環境中の石綿（アスベスト）濃度を年4回調査した結果、アスベスト繊維は検出されなかった。（環境基準は設定されていない。）

4 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条で「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として設定されたもので、工場や事業場に対する排出基準とは異なり、環境汚染の改善目標値である。（資料-1 ～ 資料-3）

5 大気汚染の防止対策

大気汚染防止に係るばい煙等の規制は、大気汚染防止法及び鳥取県公害防止条例によって定められている。

6 PM2.5及び光化学オキシダントに関する注意喚起

鳥取県から提供されるPM2.5及び光化学オキシダントに関する注意情報などを市ホームページや関係部局等を通じ、市民へ周知を図っている。

IV 水 質 汚 濁

1 公共用水域の環境基準

(1) 水質汚濁

工場・事業場等からの産業排水及び一般家庭等からの生活排水等の汚濁物質が、公共用水域の自然浄化能力の限界を超えることによって、水質等の状態の悪化が引き起こされること。

(2) 環境基準

環境基本法に基づき国が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。全公共用水域に一律に適用され、人の健康保護に関する基準と、河川・湖沼・海域ごとの利用目的に応じて適用する生活環境の保全に関する基準がある（資料－４）。各水域の環境基準のあてはめ状況を表－IV－１及び表－IV－２に示す。

○表－IV－１ 公共用水域の環境基準あてはめ状況

水域名	類型	利用目的の 適応性	基 準 値						
			pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	油分
日野川上流 (日野橋から 上流)	河川 AA	水道１級 自然環境保全他	6.5～ 8.5	1以下	—	25以下	7.5以上	50以下	—
日野川下流 (日野橋から 下流)	河川 A	水道２級 水産１級 水浴他	6.5～ 8.5	2以下	—	25以下	7.5以上	1,000以下	—
斐伊川水系の 中海及び 境水道	湖沼 A	水道２、３級 水産２級 水浴他	6.5～ 8.5	—	3以下	5以下	7.5以上	1,000以下	—
美保湾（その 他の海域）	海域 A	水産１級 水浴 自然環境保全他	7.8～ 8.3	—	2以下	—	7.5以上	1,000以下	検出さ れない こと。

※基準値は、年間平均値。（BOD及びCODは、75%値）

75%値とは、年間のy個の日間平均値のデータを値の小さいものから順に並べた場合の（y×0.75）番目の数値のこと。

○表－IV－２ 公共用水域の環境基準あてはめ状況（全窒素、全りん）

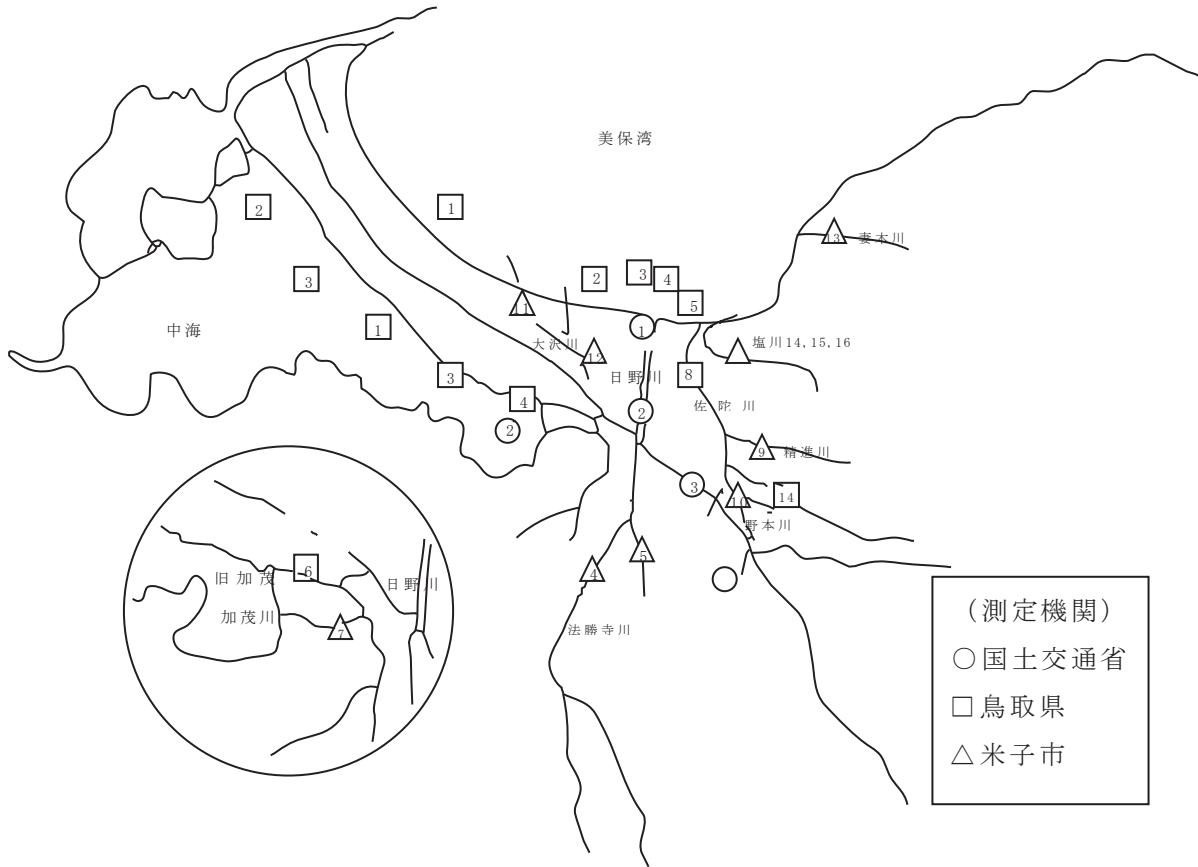
水域名	類 型	利用目的の適応性	基 準 値	
			全窒素 (mg/L)	全 磷 (mg/L)
斐伊川水系の 中海及び境水道	湖沼Ⅲ	水道３級他	0.4以下	0.03以下

※基準値は、表層の年平均値。

2 水域別の水質現況

(1) 水質測定地点

河川、湖沼（中海）及び海域（美保湾）における測定地点を図－IV－1に示す。



図－IV－1 水質測定地点

【河川】

[日野川] 1皆生、2車尾、3八幡

[法勝寺川] 4大袋

[小松谷川] 5青木

[旧加茂川] 6旭橋

[加茂川] 7猿土手橋

[佐陀川] 8佐陀

[精進川] 9森橋

[野本川] 10河岡下橋

[大沢川] 11市道加茂中央線、12市道堂畷線

[妻木川] 13今津橋

[塩川] 14小波浜、15小波上、16平岡

【湖沼】

[中海] 1葭津地先、2米子湾中央部、3彦名町地先、4旧加茂川河口地先

【海域】

[美保湾] 1大篠津町地先、2皆生地先、3日野川河口地先北方1km、
4日野川河口地先北東方1km、5佐陀地先0.5km

(2) 現況

各測定地点における水質の現況を表-IV-3に、経年変化を資料-5に示す。

① 河川

BODでみると、経年的には全体的に横ばいで推移している。

大沢川については、やや汚濁状況にあるものの、経年的には改善傾向にある。

② 湖沼

CODでみると、経年的には横ばいで、中海全体的では環境基準未達成地点が多い。米子市内(4地点)についても同様で、環境基準値を満たしていない。

富栄養化の原因となる全窒素及び全りんについても、ほとんどの地点で環境基準を満たしていない。

③ 海域(美保湾)

CODでみると、全地点で環境基準値を満たしており、清浄な状況である。

○表-IV-3 水質現況一覧

	水系	BOD又はCOD (mg/L)		汚濁の目安
		年平均値	75%値	
河川	日野川下流(2地点)	0.7~0.8	0.7	清浄
河川	日野川上流(八幡)	0.7~0.8	0.7	清浄
河川	法勝寺川(大袋橋)	1.0	0.9	清浄
河川	小松谷川(青木)	1.0	1.2	概ね清浄
河川	旧加茂川(旭橋)	0.8	1.1	清浄
河川	加茂川(猿土手橋)	1.1	1.3	概ね清浄
河川	佐陀川(佐陀)	0.8	0.9	清浄
河川	精進川(森橋)	1.1	1.2	概ね清浄
河川	野本川(河岡下橋)	1.1	1.1	概ね清浄
河川	大沢川(2地点)	4.5~6.8	—	やや汚濁
河川	妻木川(今津橋)	1.1	1.2	概ね清浄
河川	塩川(3地点)	1.1~1.3	1.1~1.4	概ね清浄
湖沼	中海・COD(4地点)	3.9~5.0	4.1~4.9	汚濁
湖沼	中海・全窒素(4地点)	0.4~0.6	—	富栄養化
湖沼	中海・全りん(4地点)	0.04~0.06	—	富栄養化
海域	美保湾(5地点)	1.5~1.8	1.8~2.0	清浄

※「汚濁の目安」については、環境基準類型を目安に文言で表現した。

3 浄化対策

■水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全に資することを目的とする。

(1) 工場・事業場の対策

鳥取県により、水質汚濁防止法、上乘せ条例（水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例）及び鳥取県公害防止条例による届出、排水規制に係る監視・指導等が行われている。

水質汚濁防止法は、約100種類の特定施設を有する事業場（特定事業場という。）に対して有害物質に関しては全ての事業場が、また、1日の平均的な排出量が50 m³以上（県の上乗せ条例により中海及び美保湾に流入する公共用水域については、1日の平均的な排出量が25 m³以上）の特定事業場を生活環境項目の規制の対象としている。（資料－6、資料－7）

また、平成25年5月1日に、湖沼水質保全特別措置法第7第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量等に係る汚濁負荷量の規制基準が設けられ、平均的な排水の量が50 m³以上の湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場又は事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素及び燐の排出規制が適用された。

(2) 生活排水対策

水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成2年に改正され、生活排水対策に関する条文が加わった。その主な点は、次のとおりである。

- 従来からの事業場排水規制に加え、生活排水対策についての対応していくことが明記された。
- 水質の保全を図るための市町村の積極的な役割の位置付け及び国民の心掛け、努力についての規定が新設された。
- 生活排水対策を特に重点的に推進する必要がある地域について、県知事は生活排水対策重点地域として指定し、当該地域を区域に含む市町村は、重点地域における生活排水対策の実施を推進するための生活排水対策推進計画を策定することとされた。

本市においても平成4年3月16日に県知事により、「加茂川・旧加茂川流域」及び「大沢川流域」が生活排水対策重点地域に指定され、それに伴い平成5年3月に米子市生活排水対策推進計画を策定した。その計画に基づいて生活排水対策事業を実施し、当該計画についての評価を行い、平成17年3月に見直しを行った。

○生活排水対策に関する主な事業は次のとおりである。

ア 公共下水道

公共下水道事業は、生活環境を整備するための基礎的な施設でもあり、同時に現在のところ生活排水対策として最も有効な手段となっている。内浜処理場については、中海等の公共用水域の保全のための施設でもあり、平成14年度からは高度処理施設を稼働させ、窒素及びリンの多くを除去している。

本市の公共下水道（内浜、外浜、淀江の3処理区合計）の整備状況は次のとおりである。

○表-IV-4 公共下水道の整備状況 平成29年3月31日現在

区分	事業計画区域（計画）	整備済区域（現状）
処 理 区 域	3,088.0ha	2,358.2ha
処 理 人 口	116,370人	101,446人
処 理 場	3か所	3か所
ポ ン プ 場	9か所	9か所

「米子市の下水道（平成28年度末 整備状況）」から

○表-IV-5 下水道普及率の推移（年度別）（単位：％）

年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
普及率	54.5	57.2	60.7	62.8	64.2	65.1	66.0	66.5	67.8	68.3

イ 農業集落排水事業

農業集落などにおいて、し尿や生活雑排水を処理する汚水処理場を建設し、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続して汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する。その整備状況は次のとおりである。

○表-IV-6 農業集落排水施設整備状況 平成29年3月31日現在

地区名	現況の定住人口（注1）
尚徳	947人
五千石	960人
成実第1	1,495人
尚徳第2	365人
成実第2	601人
大高第1	621人
春日	2,591人
伯仙	4,616人

巖	751人
福岡	204人
本宮	88人
福井	957人
合計	14,196人

「米子市の下水道（平成28年度末 整備状況）」から

ウ 合併処理浄化槽設置整備事業

各家庭において、し尿処理・生活雑排水を併せて処理を行うもので、生活系からの汚濁負荷量の削減を図る。本市としても、合併処理浄化槽の整備の促進を図る目的で補助金（米子市合併処理浄化槽補助金交付要綱に基づくもの）制度を設けている。

○表－Ⅳ－7 補助金交付による設置基数（単位：基数）

	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	11人槽以上
19年度	80	42	2	0
20年度	80	40	2	0
21年度	31	20	1	0
22年度	17	7	0	0
23年度	16	6	0	0
24年度	23	8	0	0
25年度	17	7	1	0
26年度	10	12	1	0
27年度	13	2	0	0
28年度	11	10	0	0

○表－Ⅳ－8 浄化槽登録基数（単位：基数） 平成29年3月31日現在

人槽	5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～	合計
単独	4,784	471	640	119	15	6	5	1	6,048
合併	3,667	89	222	83	56	20	14	27	4,178
合計	8,544	570	875	203	72	26	19	28	10,373

（注）単独・合併の別・人槽について不明なものを含むため合計は一致しません。

「鳥取県浄化槽基数等調査」より（米子市浄化槽台帳にもとづく）

④ 旧加茂川の浄化用水導入

旧加茂川の水質保全を図るため、法勝寺川・日野川から米川・東山川を経て浄化用水（最大約2m³/秒）を導入している。

⑤ 生活排水対策の啓発活動

施設等の整備だけでなく、各家庭や個人の心掛けによる日常の取り組みにより、水質汚濁負荷を削減するための啓発活動を実施している。

<平成28年度啓発活動の内容>

ア 生活排水対策講習会

家庭における生活排水対策の啓発等を目的とした水質講習会を、平成元年度より市民を対象に行っており、平成28年度は3回（参加者延べ101人）実施した。

イ 台所用ろ過袋の普及

台所用ろ過袋（ダストパック）については、昭和61年度から3ヵ年市内全域に無料配布し、平成元年度は中海湖沼指定地域に無料配布した。平成元年度からは「米子市環境をよくする会」を通じて市内全域を対象に斡旋を行い、普及を図っている。平成28年度は2回の斡旋を行い、その数は3,453袋（1袋20枚入り）となっている。

ウ 生活排水対策推進指導員制度

平成3年度に米子市生活排水対策推進指導員制度を創設した。講習会等において生活排水対策の啓発活動を行った。

4 中海の浄化対策

(1) 水質状況の変遷

中海は、昭和30年代までは米子湾で水泳もでき、水産資源も豊富であったが、高度経済成長期に流域河川を通じて事業場排水や生活雑排水等が流入したことなどにより次第に水質は悪化した。

近年では、流域における下水道等の汚水処理施設の整備が進んでいることなどにより、流入河川の水質は改善傾向にあり、流入汚濁負荷量は確実に削減されている。

(2) 平成28年度水質調査結果

環境基準点(12地点)における水質調査結果は、CODについては、最高地点であった米子湾中央部での測定値が、昭和59年以降で最も低い値となっていた。全窒素と全りんも最高地点も米子湾中央部であり、前年度よりも上昇していたが、過去5年の変動範囲内の値となっていた。

長期的には改善傾向にあると言え、特に透明度は顕著な改善傾向にあるが、依然、環境基準を満たしていない状態にある。

(3) 湖沼水質保全計画

中海は、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼であるとして、昭和63年度に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼としての指定を受け、鳥取・島根両県により、平成元年度以降5期25年にわたる湖沼水質保全計画が策定された。

河川管理者(国)・県・周辺市等が連携し、下水道の整備等の水質保全対策や、工場・事業場の排水規制、農地や市街地等の非特定汚染源からの流出負荷削減対策などを総合的かつ計画的に推進してきた。

その結果、流入汚濁物質は、確実に減少してきているが、未だ水質環境基準の達成に至っておらず、このような状況から、一層の水質保全対策を推進するため、平成27年3月に、第6期計画(平成26年度～平成30年度)が策定された。

○表-IV-9 第6期計画に達成すべき水質目標(単位:mg/L)

水質項目		水質測定結果 (平成28年度)	第6期計画目標値 (平成30年度)
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	4.9	5.1
全窒素	年平均値	0.59	0.46
全りん	年平均値	0.064	0.046

※ 化学的酸素要求量(COD)の75%値及び全窒素・全りんの年平均値は、環境基準点(12点)の最高値である。

V 騒音

騒音は、日常生活に密接に関係した公害であり、現代のように多様化した社会の中で音は氾濫している。その発生源は、工場・事業場からの機械音、ビルの建築や工事に伴う騒音、飲食店等からのカラオケ騒音そして一般家庭からのエアコン・楽器・犬の鳴き声等多種多様である。

生活上極めて感覚的なもので、「好ましくない音」「ない方がよい音」の感じ方に心理的・情緒的な要素が加わり、個人差が出てくるところに特徴がある。

一般的な音圧レベルを表-V-1に示す。

○表-V-1 一般的な音圧レベル

		デシベル (dB)	状 況
難聴惹起 会話了解の低下 作業能率の低下 心理的反応 (不快感)		140	極度の聴力障害
		130	最大可聴限界
		120	飛行機のエンジンの近く
		110	自動車のクラクション、船の機関室内
		100	高速列車の近傍
		90	組立工場、やかましい地下鉄
		80	交通のはげしい交差点
		70	電話のベル (1 m)
		60	会話 (1 m)、一般の事務室内
		50	普通の事務室、静かな住宅地
		40	静かな図書館
		30	深夜、ラジオ・テレビ放送のスタジオ
	20	人のささやき	

1 騒音に係る環境基準

環境基本法により、環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められている。本市における環境基準を表-V-2、表-V-3に示す。

○表-V-2 道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境基準

単位：デシベル（dB）

地域の類型		時間の区分		該当区域 (都市計画法の用途地域)
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
A	専ら住居の用に供される地域。	55以下	45以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	主として住居の用に供される地域。			第1種住居地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。	60以下	50以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域（流通団地を除く） 工業地域
類型指定からの除外		—		工業専用地域

○表-V-3 道路に面する地域の環境基準

単位：デシベル（dB）

地域の区分	時間区分・基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（2車線以下の道路では道路端から15mの範囲、2車線を越える道路では道路端から20mの範囲）	70以下	65以下

※ 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道。

2 一般環境騒音調査

市内における騒音の実態及び環境基準の達成状況等を総合的に把握し、騒音・振動規制業務の推進に資するために行っている。

(1) 調査地点

調査地点等は表－V－4のとおり。

○表－V－4 一般環境騒音調査地点

地点番号	測定点住所	用途区域	音源の種類	
			(昼間)	(夜間)
No.1	米子市和田町555-35	工業地域	自然音、自動車、家庭音	家庭音、自動車
No.2	米子市河崎3270-1	準工業地域	自動車、工場・事業場、自然音	工場・事業場、自動車、自然音
No.3	米子市西福原7丁目12	第1種中高層住居専用地域	自動車、自然音	自動車
No.4	米子市皆生温泉4丁目20	商業地域	自動車、自然音	自然音、自動車、工場・事業場
No.5	米子市西福原4丁目1	第1種住居地域	自動車、自然音	自動車、不特定音
No.6	米子市観音寺新町2丁目	第2種低層住居専用地域	自動車、特殊音(建設作業)	自動車
No.7	米子市吉岡72-29	準工業地域	工場・事業場、自動車	自動車、工場・事業場、不特定音
No.8	米子市永江81	第1種低層住居専用地域	自動車、自然音、特殊音(建設作業)	自動車
No.9	米子市青木1133-2	第1種中高層住居専用地域	自動車	工場・事業場、自動車
No.10	米子市富士見町2丁目19	商業地域	自動車	自動車
No.11	米子市加茂町1丁目1	商業地域	自動車、自然音、一般音	自動車
No.12	米子市旗ヶ崎7丁目2555	第1種住居地域	自動車、工場・事業場	自動車
No.13	米子市淀江町淀江796	用途地域の定めのない地域	自動車、一般音	自動車、一般音

(2) 測定結果

一般地域における騒音測定結果を表－V－5に示す。昼間は全地点、夜間は13地点中10地点で環境基準を達成していた。

○表－V－5 一般環境騒音調査地点における環境基準達状況

連番	地点番号 (仕様書番号)	測定場所	環境基準 標準類型	騒音レベル(dB)		環境基準評価		測定点から100m 以内に2車線以上 の影響がある 道路の有無	支配的音源 (音源の種類)
				【昼間】	【夜間】	【昼間】	【夜間】		
				Leq (6時～22時)	Leq (22時～6時)	○環境基準 達成 「A, B, -」 ≤55 「C」 ≤60 ×環境基準 未達成	○環境基準 達成 「A, B, -」 ≤45 「C」 ≤50 ×環境基準 未達成		
1	No.1	米子市和田町555-35	C	56	40	○	○	有	自動車、自然音、家庭音
2	No.2	米子市河崎3270-1	C	58	53	○	×	有	自動車、工場・事業所、自然音
3	No.3	米子市西福原7丁目12	A	50	45	○	○	有	建設作業・自動車・自然音
4	No.4	米子市皆生温泉4丁目20	C	49	51	○	×	有	自動車・自然音・建設作業音
5	No.5	米子市西福原4丁目1	B	45	38	○	○	有	自動車・自然音・航空機
6	No.6	米子市観音寺新町2丁目	A	52	44	○	○	有	自動車・自然音・鉄道
7	No.7	米子市吉岡72-29	C	54	53	○	×	有	工場・事業所、自動車、鉄道
8	No.8	米子市永江81	A	48	36	○	○	有	自動車、自然音
9	No.9	米子市青木1133-2	A	45	35	○	○	有	自動車、工場・事業所、自然音
10	No.10	米子市富士見町2丁目19	C	53	40	○	○	有	自動車・自然音
11	No.11	米子市加茂町1丁目1	C	47	42	○	○	有	自動車・自然音・一般音
12	No.12	米子市旗ヶ崎7丁目2555	B	46	43	○	○	有	自動車、自然音、工場・事業場
13	No.13	米子市淀江町淀江796	-	52	38	○	○	有	自動車、工場・事業所、自然音

3 自動車騒音常時監視

自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的としている。幹線交通を担う道路に面する地域のうち、住居が存在する区域の面的評価を行い、環境基準の達成状況を把握している。

(1) 評価対象路線

平成28年度調査の対象路線を表-V-6に示す。

○表-V-6 平成28年度評価対象路線

番号	路線名	H22年度道路 交通センサ 調査単位 区間番号	起点	終点	路線 延長 (km)	騒音発生 強度の 把握方法 [※]
1	一般国道9号	10260	米子市二本木	米子市熊覚	1.3	2
2	一般国道9号	10280	米子市東福原2丁目1	米子市錦町	0.9	1
3	一般国道9号	10290	米子市錦町	米子市加茂町	0.8	2
4	一般国道9号	10300	米子市加茂町	米子市陰田町	2.1	1
5	淀江岸本線	41620	米子市淀江町中間	米子市尾高	2.4	4
6	淀江岸本線	41630	米子市尾高	米子市尾高	0.5	2
7	淀江岸本線	41640	米子市尾高	米子市福万	2.5	1
8	淀江岸本線	41650	米子市福万	米子市石州府	0.9	2
9	淀江停車場線	60770	米子市淀江町淀江	米子市淀江町淀江	0.2	4
10	大篠津停車場線	60820	米子市大篠津町	米子市大篠津町	1.3	4
11	皆生西原線	61300	米子市上福原5丁目13	米子市西福原2丁目1	2.0	1
12	大山淀江インター線	61730	米子市淀江町今津	米子市淀江町今津	0.2	4
13	福成戸上米子線	61760	米子市大袋	米子市大袋	0.4	2
14	福成戸上米子線	61770	米子市大袋	米子市福市	2.4	1
15	両三柳後藤停車場線	61800	米子市両三柳	米子市角盤町	1.5	1
16	両三柳後藤停車場線	61810	米子市錦町	米子市米原	0.3	2
17	尾高淀江線	61970	米子市泉	米子市淀江町西尾原	3.1	4
18	淀江インター線	62410	米子市淀江町福岡	米子市淀江町福岡	0.1	4
19	淀江インター線	62420	米子市淀江町今津	米子市淀江町今津	0.4	4
20	赤松淀江線	62870	米子市淀江町平岡	米子市淀江町西原	3.0	4
21	米子環状線	62890	米子市陰田町	米子市大谷町	1.0	1
22	米子環状線	62930	米子市車尾6丁目6	米子市皆生	1.9	2
23	米子環状線	62940	米子市皆生温泉3丁目18	米子市両三柳	3.3	1
24	米子環状線	62950	米子市皆生	米子市皆生新田2丁目14	0.2	2
25	坊領淀江停車場線	63100	米子市淀江町福岡	米子市淀江町淀江	2.5	4
総延長					35.2	—

※ 騒音発生強度の把握の方法

1. 沿道騒音レベルの実測による方法
2. 他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法
3. 自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法
4. 交通量が僅少の事由により、環境基準値以下と決定する方法

(2) 環境基準の達成状況（路線別評価、過年度評価分を含む）

環境基準の達成状況は、一般国道9号で91.6%、一般国道9号（米子道路）で90.9%、一般国道181号で84.5%、一般国道431号で91.5%、米子境港線で56.8%、米子港線で98.8%、米子丸山線で94.8%、皆生車尾線で99.2%、東福原樋口線で

99.4%、米子環状線で99.0%、米子岸本線で98.4%、両三柳西福原線で89.5%、その他の路線では100%の達成率であった。

路線別の面的評価結果を表－V－7に示す。

○表－V－7 路線別の面的評価結果（割合）

路線名	面的評価結果(全体)				面的評価結果(近接空間)				面的評価結果(非近接空間)			
	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
米子自動車道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道9号	91.6	0.0	1.3	7.1	77.9	0.0	3.6	18.5	98.2	0.0	0.1	1.6
一般国道9号(米子道路)	90.9	0.0	6.8	2.3	88.9	0.0	0.0	11.1	91.4	0.0	8.6	0.0
一般国道180号	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道180号(米子バypass)	100.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道181号	84.5	0.0	9.9	5.6	69.8	0.0	18.9	11.3	98.0	0.0	1.7	0.3
一般国道431号	91.5	0.0	8.0	0.4	91.5	0.0	7.7	0.9	91.6	0.0	8.1	0.3
米子大山線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
米子停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
米子境港線	56.8	0.0	13.3	29.9	31.8	0.0	18.2	50.0	73.6	0.0	10.0	16.4
淀江岸本線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
米子広瀬線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
米子港線	98.8	0.0	0.6	0.6	97.6	0.0	1.2	1.2	100.0	0.0	0.0	0.0
米子丸山線	94.8	0.0	5.2	0.0	88.7	0.0	11.3	0.0	98.7	0.0	1.3	0.0
福頼市山伯耆大山停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
淀江停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大篠津停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
皆生車尾線	99.2	0.0	0.8	0.0	98.9	0.0	1.1	0.0	99.4	0.0	0.6	0.0
皆生西原線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東福原樋口線	99.4	0.0	0.0	0.6	98.6	0.0	0.0	1.4	100.0	0.0	0.0	0.0
弓ヶ浜停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福成戸上米子線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
両三柳後藤停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
尾高淀江線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岩屋谷米子線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日吉津伯耆大山停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
淀江インター線	100.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	100.0	0.0	0.0	0.0
赤松淀江線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
米子環状線	99.0	0.0	0.4	0.5	98.1	0.0	0.5	1.4	99.4	0.0	0.4	0.2
坊領淀江停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
米子岸本線	98.4	0.0	1.6	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	96.2	0.0	3.8	0.0
両三柳西福原線	89.5	0.0	0.0	10.5	71.1	0.0	0.0	28.9	98.9	0.0	0.0	1.1

※ 表中の割合(%)は四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

表中の「-」は、評価対象戸数がなかった箇所である

4 騒音の規制及び基準

■騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(1) 騒音規制法による規制

騒音規制法は騒音を防止することにより生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内にある工場・事業場における事業活動に伴う騒音、建設工事に伴う騒音を規制している。また自動車騒音に対しても許容限度を定め、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、措置要請等ができることとしている。（規制区分と用途地域：資料－８）

ア 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音について規制の対象となるのは、指定地域内にあって特定施設を設置している工場及び事業場（特定工場等）である。特定工場等には届出義務があり、規制基準の遵守義務が課せられている。市長は規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認める場合に、計画変更勧告や改善勧告、更には改善命令を行うことができる。（特定施設の種類：資料－９、特定工場等に係る規制基準：資料－１０）

イ 建設作業騒音

建設作業騒音について規制の対象となるのは、指定地域内において建設工事を施工する場合に特定建設作業を伴う作業である。特定建設作業には、届出義務があり、規制基準の遵守義務が課せられている。市長は、特定建設作業に伴い発生する騒音が一定の規制基準に適合しないことにより、生活環境が著しく損なわれると認める場合においては、必要な勧告・命令の措置をとることができる。（特定建設作業の種類：資料－１１、特定建設作業に係る規制基準：資料－１２）

ウ 自動車騒音

騒音規制法では、自動車構造の改善により自動車騒音の防止を図るため、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることとされた。また指定地域内にあって市町村長が自動車騒音について、その測定レベルが一定の限度を越え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができる。また、必要に応じ、道路管理者等に対して道路構造の改善その他の自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。（指定地域内における自動車騒音の限度：資料－１３）

(2) 鳥取県公害防止条例による規制

ア 工場・事業所騒音

ビル等の増加に伴って、冷房用のクーリングタワーの騒音が問題になり、騒音規制法に準拠して騒音関係特定施設（表－V－8）として規制している。

○表－V－8 鳥取県公害防止条例に基づく騒音関係特定施設の種類と規模

クーリングタワー（送風機の原動機の定格出力が0.75KW以上のものに限る）

イ 深夜騒音

深夜の静穏を保全するため、飲食店営業その他の事業活動に係る深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）の騒音を規制している。事業活動すなわち、物の製造・加工に伴って発生する騒音の他、飲食店等を営むことによって発生する騒音、音楽放送、カラオケ及びきょう声等を規制している。

（資料－14）

ウ 拡声機騒音

商業宣伝等を目的として、屋外において又は室内に向けて拡声器を使用した放送による騒音を昭和63年10月1日から規制している。（資料－15）

VI 振 動

振動は騒音と密接に関係しており、その発生源が工場・事業場、土木工事、自動車等が主体となっており、騒音と同じように極めて感覚的なものである。また、振動が大きく発生源が近接している場合は、壁等のヒビ割れ等の被害が発生することもある。

振動による影響と振動レベル（地表換算値）の関係を表－VI－1に示す。

○表－VI－1 振動による影響と振動レベル（地表換算値）の関係

振動レベル (dB)	公害振動				気象庁震度階
	生理的影響等	睡眠への影響	住民反応	物的被害	
90	人体に有意な生理的影響が生じ始める			レンガ造り、コンクリート造り等に少し被害がでてくる	震度Ⅳ・中震 すわりの悪い花びん等が倒れ多くの人々は戸外に飛び出す
80				自然石載建物等に少し被害がでることがあり	震度Ⅲ・弱震 戸・障子がガタガタと鳴り吊り下げ物は相当大きくゆれる
70	産業職場における快感減退境界 (ISO) 8時間ばく露	睡眠深度1の場合全て覚醒する	「よく感じる」という者が50%程度	軽度の物的被害感がみられる下限値	震度Ⅱ・軽震 戸・障子がわずかに動くのがわかるくらい
60		睡眠深度1の場合半数が覚醒する	「よく感じる」という者が40%程度		震度Ⅰ・微震 静止している人や特に地震に注意深い人に感じる程度
50	振動を感じる始める (閾値)	睡眠影響はほとんどない	「よく感じる」という者が30%程度		
			「やや感じる」という者が50%程度		
			住居内振動の認知限界		震度0・無感

1 振動の規制及び基準

■ 振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(1) 振動規制法による規制

振動規制法では、市長が、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この地域内において工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について、必要な規制を行うとともに道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。（規制区分と用途地域：資料－16）

ア 工場・事業場振動

工場・事業場振動について規制の対象となるのは、指定地域内にあつて、特定施設を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。特定工場等には届出義務があり、規制基準の遵守義務が課せられている。市長は規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認める場合に、振動の防止の方法等に関して改善勧告及び改善命令を行うことができる。（特定施設の種類：資料－17、特定工場等に係る規制基準：資料－18）

イ 建設作業振動

建設作業振動について規制の対象となるのは、指定地域内において建設工事を施工する場合に、特定建設作業を伴う作業である。特定建設作業には届出義務が課せられており、市長は特定建設作業に伴い発生する振動が一定の規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認める場合においては、振動の防止の方法等に関して改善勧告及び改善命令を行うことができる。（特定建設作業の種類：資料－19、特定建設作業に係る規制基準：資料－20）

ウ 道路交通振動

道路交通振動については、指定地域内において振動規制法に基づく規制基準を超えていることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装・維持又は修繕の措置を要請又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができる。（指定地域内における道路交通振動の限度：資料－21）

Ⅶ 悪 臭

悪臭は、人の感覚に直接作用して嫌悪感・不快感を与える代表的な感覚公害である。臭いは個人の感覚や嗜好によって大きく影響され、また、その質や不快感は量や種類及び成分によって異なっており、悪臭物質の構成成分は数万種類もあると言われ、それらの成分間には相乗・相殺作用があり非常に複雑である。

1 悪臭物質濃度測定

平成28年度に米子市内の事業場を対象として悪臭物質の濃度を測定した結果を表-Ⅶ-1に示す。全て規制基準未満であった。

○表-Ⅶ-1 悪臭物質測定結果 (単位：ppm)

調査事業場	調査場所	規制区域	アンモニア	硫黄系化合物				トリメチルアミン	低級脂肪酸			
				硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル		プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
食品製造業	敷地境界	C	1.0	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-
下水処理場	場内	C	0.3	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-
下水処理場	放流水	C	-	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-
養鶏場	敷地境界	-	0.6	ND	-	-	-	ND	ND	0.0027	ND	0.0002
化製場	敷地境界	C	0.1	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-
化製場	敷地境界	C	0.3	0.0038	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
化製場	敷地境界	C	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	0.00015	ND
化製場	敷地境界	C	0.5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

※NDは定量下限値未満を表す

2 悪臭の規制基準

■ 悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、市長が、悪臭を防止することによって生活環境を保全すべき地域を指定し、また、この指定地域内にある工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質について規制基準を定めることとなっており、本市においては、平成24年3月30日、規制区域及び規制基準を設定した。(資料-22) においの特徴と主要発生源を表-Ⅶ-2に示す。

○表－Ⅶ－２ においの特徴と主要発生源

物質名 化学式	においの特徴	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル		
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	青ぐさい刺激臭	化学工場、たばこ製造工場、魚腸骨処理場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
プロピオン酸	酸っぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、澱粉工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	
イソ吉草酸		
プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド		
イソバレルアルデヒド	甘酸っぱい焦げたむせるようなにおい	
イソブタノール	発酵したような刺激臭	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	シンナーのような刺激臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン		
トルエン	ガソリンのようなにおい	
キシレン		

Ⅷ 公 害 苦 情

1 苦情の状況

公害苦情等の件数や内訳は次のとおりである。なお、苦情の特徴は、都市生活型公害といわれる近隣騒音など身近なものを対象とするもの、法や条例の規制対象とならないもの等が多く、典型8公害の苦情では、主に大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭に関する苦情が寄せられている。

○表－Ⅷ－1 苦情件数種別発生状況

年度別	合計	典 型 8 公 害								左記以外	
		汚大 染気	汚水 濁質	汚土 染壤	騒音	波低 周	振動	沈地 下盤	悪臭	投物 廃棄	他 その
19年度	60	28	6	0	2	0	1	0	9	2	12
20年度	82	26	22	0	10	0	2	0	13	3	6
21年度	110	40	25	0	19	0	3	0	11	1	11
22年度	93	29	28	2	12	0	1	0	13	2	6
23年度	88	30	31	0	12	0	1	0	13	0	1
24年度	95	38	24	0	10	0	1	0	20	0	2
25年度	211	49	20	1	16	0	2	0	28	9	86
26年度	133	46	12	0	14	0	2	0	25	4	30
27年度	230	38	35	2	29	0	6	0	29	8	83
28年度	184	27	17	0	17	0	2	0	41	4	76

※25年度から、その他に土地の適正管理、害虫・動物に関する苦情等を含めた。

2 苦情の処理状況

苦情のほとんどは電話によるもので、まず苦情内容を聞き、現地調査が必要な場合は現地に行き、事情聴取や発生原因調査を行い、解決方法等を検討することになっている。市職員のみでは解決方法等が見出せない場合は、関係機関と協議等を行っているが、最近は法や条例による規制対象外の苦情が増加し、その処理には決め手を欠くこともあり、加害者と被害者双方が話し合いを通して理解を深め合うことが重要である。苦情の発生を防止していくためにはお互いがその立場になって考え、理解・尊重していく日常生活の場でのルール作りが必要だと考えられる。

IX 環境保全及び普及啓発

近年、従来の産業型公害から生活排水・ポイ捨てなどの都市・生活型の公害に変化しつつあり、その対策が重要な課題となっている。また、地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を適切な水準に安定させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題である。については市民が環境問題への意識を高め、環境に配慮した生活や企業活動を行えるよう、本市では、次のような事業に取り組んでいる。

1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画の策定

(1) 米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

米子市では、省エネルギー、省資源等の環境保全活動を実行することで環境への負荷を低減するとともに、市民及び事業者の自主的な取組を促進する目的で平成28年3月まで「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」により取組を進めてきた。

平成28年3月の計画期間の終了を受け、平成28年7月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく米子市の実行計画となる「米子市役所地球温暖化計画実行計画（事務事業編）」を策定した。

計画期間 平成28年度～32年度

対象範囲 市のすべての機関が実施する事務事業

削減目標 平成26年度を基準年として、平成32年度の二酸化炭素排出量を5%以上削減

(2) 点検実施概要（温室効果ガス排出量）

○表－IX－1（市長部局）

年 度	温室効果ガス排出量（トン）
平成23年度	7999.7
平成24年度	9105
平成25年度	11357.5
平成26年度	11861.5
平成27年度	11856

2 子どもたちへの環境学習等

次世代を担う子どもたちが、自然に親しみを持ち、自然生態や人間と自然との関わり方等を理解するとともに、子どもたちの豊かな感性を育てることを主題として次の事業等を実施した。

(1) こどもエコクラブ

①趣旨：次世代を担う子どもたちが、地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、平成7年度に環境省が提唱した事業である。

②クラブ数：4クラブ

地域参加のクラブ2、公募制クラブ2の合計4クラブ。公募制クラブは、市が会員を公募し、「自然といきものみ～つけ探検」、「それ行け中海探検」の2クラブで活動。

③活動内容：活動期間は5月の公募制クラブ開講式から翌年2月の市交流会までであり、各クラブでは、子どもたちの環境への関心を高め、継続的に実践活動を進めている。特に、自然観察等の自然体験型の活動が主である。

○表-IX-2 米子市こどもエコクラブ共通行事(平成28年度)

日 時	実 施 場 所	行 事 名	参加人数
8月20日(土)	米子港・食品会館	中海体験クルージング 中海環境フェア	49人
11月5日(土)	米子水鳥公園	水鳥観察会	56人
2月12日(土)	米子市児童文化センター	平成28年度米子市こども エコクラブ交流会	68人

④その他の活動（公募制クラブのみ）

メダカの採取、観察、生態調査、昆虫探しときれいな水体験、生き物観察、加茂川・中海の水質測定、水生生物学習、食べ物体験（中海七珍）、壁新聞作りなど

(2) なかうみ環境学習事業

市内の小学校・養護学校が米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターで行う中海環境学習に係る交通費を負担することで、中海についての学習機会の確保を図った。

実施校数：15校 参加児童数：795人

3 環境問題の普及啓発事業

(1) よなご環境フェスタ2016

9月10日(土)に、米子市文化ホールで、一般市民を対象に、環境問題に気づき、考えて、ライフスタイルを見直すきっかけとなるような啓発イベントを実施した。延べ2,200人の市民・児童が参加した。

(2) 顕彰事業

11月11日(金)に、米子市役所401会議室で、環境美化活動の高揚を図るため、地域の環境美化に功労のあった2団体及び個人10名に対して感謝状を贈呈した。

4 ラムサール条約湿地(中海)の啓発等事業

平成17年11月に、米子水鳥公園を含む中海がラムサール条約に登録され、これを契機に民間主導による中海の環境保全等の取り組みが促進され、これらの取り組みの支援等を行った。この一方、市民等に対して中海やラムサール条約に関する情報提供も行った。

(1) 中海アダプトプログラムへの支援

アダプトプログラムとは、市民団体や個人が公共のスペースを分担して、自分のこどものように面倒をみるという市民と自治体が協働して進める、新しいまちの美化活動である。徐々に参加団体の増加があり、平成29年3月現在、93団体の登録がある。本市としては、ごみ袋の支給、回収ごみの処分、広報活動の支援を行った。

(2) ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃の実施

中海・宍道湖がラムサール条約に登録されたことを記念し、中海等のすばらしさや大切さを再認識してもらうために中海・宍道湖沿岸市町と沿岸一斉清掃活動を実施した。

中海・宍道湖がラムサール条約に登録されたことを記念し、中海等のすばらしさや大切さを再認識してもらうために中海・宍道湖沿岸市町と沿岸一斉清掃活動を実施した。

実施月日：平成28年6月12日(日) 実施場所：湊山公園周辺護岸

参加人数：1,184人 ごみ収集量：約6.9トン

5 「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に関する

周知・普及啓発等事業

まちの美観を損ねる空き缶やたばこの吸殻等のごみのぼい捨てや飼い犬等のふん

の放置を防止するほか、市と市民・環境保全団体などと協働して環境美化を図り、きれいな住みよいまちづくりを推進するため、平成19年3月に「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」を制定した。

平成21年10月に当条例に基づき、旧加茂川・寺町周辺景観形成地域を含む区域を旧加茂川河口周辺環境美化推進区域に指定した、平成24年10月には、上淀麿寺跡・伯耆古代の丘公園周辺環境美化推進区域を指定して、環境美化推進計画を定めた。

6 地球温暖化防止対策事業

(1) 住宅用太陽光発電導入推進事業

自然エネルギーの利用を促進するため、住宅に太陽光発電システムを導入する者に対して、太陽電池出力1Kw当たり4.8万円(1件当たりの限度額19.2万円)を助成した。

補助対象件数 (件)	補助金額 (円)	太陽電池最大出力数 (kw)	CO2削減量 (t-CO2)
153	28,409,000	836	573

(2) 家庭用燃料電池導入推進事業

分散型のエネルギー供給構造の構築を図るため、家庭用燃料電池を導入する者に対して、導入に要する経費の10分の1に相当する額(1件当たりの限度額18万円)を助成した。

補助対象件数 (件)	補助金額 (円)
4	559,000

(3) 住宅用太陽熱利用機器導入推進事業

自然エネルギーの利用を促進するため、住宅に家庭用太陽熱利用機器を導入する者に対して、導入に要する経費の10分の1に相当する額(1件当たりの限度額2万円)を助成した。

補助対象件数 (件)	補助金額 (円)
7	135,000

(4) 改正省エネ法

平成22年4月から改正省エネ法が施行され、従来の工場・事業場単位から事業者単位規制となり、市有施設の1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が、指定基準の1,500k1以上となり、国から特定事業者の認定を受けた。

ア 平成26年度エネルギー使用量(原油換算値)

- ・米子市(市長部局) 4,604k1
- ・米子市(教育委員会部局) 2,604k1
- ・米子市(水道局) 2,216k1

イ 平成28年7月

定期報告書及び中長期計画書を中国経済産業局、中国地方整備局、中国四国農政局、中国四国厚生局、中国四国地方環境事務所へそれぞれ提出した。

(5) 省エネルギー・再生可能エネルギー等検討委員会

市有施設における省エネルギー・再生可能エネルギーの導入について、温室効果ガス削減効果及び経費削減効果による費用対効果、防災対策上の活用を検討することを目的に、省エネルギー・再生可能エネルギー等検討委員会を設置した。

(6) 鳥取県地球温暖化対策条例

鳥取県地球温暖化対策条例が平成22年4月から施行され、改正省エネ法の適用となった特定事業者が該当となり、温室効果ガス排出量の目標、目標達成のための取組を含む「取組計画(3年分)」の提出及び計画達成状況の報告が義務付けられた。

・事業者達成状況報告書を平成28年7月に鳥取県へ提出した。

(7) CO₂削減/ライトダウンキャンペーン2016

地球温暖化防止のためにライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう広く呼びかけを行う「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」を実施した。

実施日：6月21日(火) 午後8時から午後10時

7月7日(木) 午後8時から午後10時

実施場所：山陰歴史館、米っこ像(米子駅前モニュメント)

7 電気自動車・急速充電器整備事業

(1) 電気自動車の導入

地球温暖化防止対策に係る電気自動車の普及啓発及び中海圏域の観光振興を目的に、電気自動車を3台導入し、うちの2台を平日は公用車、休日はレンタカーとして活用した。レンタカー事業は平成28年9月末で終了した。

平成28年度 レンタカー実績(平成28年4月～平成28年9月)

利用台数 3台

(2) 普通充電器、急速充電器の設置

米子市役所とクリーンセンター内に普通充電器を設置し、米子市観光センターと米子市役所第2庁舎内に急速充電器を設置し活用している。

X 環境美化

1 市内一斉清掃事業

昭和62年度秋から春秋2回市内全域にわたり、「市内一斉清掃美化を推進する会」と米子市が連携して市内一斉清掃を行っており、平成28年度で58回となる。その内容は、公共の場を中心とする清掃・除草・水路等の清掃である。

なお、平成4年度から「市内一斉清掃美化を推進する会」が「米子市環境をよくする会」と合併したため、事業主体は「米子市環境をよくする会」となり、その実績は次のとおりである。

○表-X-1 市内一斉清掃実績

実施年度	期別	実施日	参加人数
平成19年度	春	4月15日	40,807人
	秋	10月7日	41,245人
平成20年度	春	4月20日	40,127人
	秋	10月5日	39,863人
平成21年度	春	4月12日	39,991人
	秋	10月4日	39,423人
平成22年度	春	4月18日	39,095人
	秋	10月3日	38,714人
平成23年度	春	4月17日	41,154人
	秋	10月2日	37,903人
平成24年度	春	4月15日	40,606人
	秋	10月7日	39,587人
平成25年度	春	4月14日	39,734人
	秋	10月6日	38,774人
平成26年度	春	4月20日	39,710人
	秋	10月5日	38,577人
平成27年度	春	4月19日	39,575人
	秋	10月4日	37,894人
平成28年度	春	4月17日	38,756人
	秋	10月2日	37,617人

2 環境美化の推進

市民の環境美化の取組を支援するため、個人又は団体が道路・公園・海岸等の公共の場所を清掃する際に、ボランティア専用袋・収集シールを交付し、清掃後のごみを収集した。

ボランティア清掃申請件数 718件

交付枚数 ボランティア専用袋 39,833枚

ボランティア専用収集シール 358シート(2,148枚)

XI 廃棄物

大量生産・大量消費型の社会活動は、私たちの生活を豊かにする一方、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する要因となっている。

このため、限りある資源を有効活用することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築を目指し、各種リサイクル法が制定され、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を担って、廃棄物の減量化・リサイクルを進めていく体制が整備されてきている。

また、近年は、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応も急務となっており、低炭素社会との統合の観点にも配慮して、循環型社会への転換をさらに進めていく必要がある。

1 し尿等の処理

(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬実績

市内4か所の公衆便所等のし尿を1台の車両で収集

稼働日数 15日 収集量 8,190kg

許可業者収集実績

○表-XI-1 許可業者収集実績

(※市営収集以外のし尿及び浄化槽汚泥について収集)

(平成28年度)

	し尿及び浄化槽 汚泥収集車	浄化槽汚泥収集車	合計台数
(有) みつわ衛生社	4台	1台	5台
(有) 米子清掃	2台	3台	5台
(有) いけまつ環境	2台	1台	3台
(有) かたぎや	—	2台	2台
(有) 二宮清掃	3台	—	3台
(有) いづはら	2台	1台	3台
(有) 淀江清掃社	3台	—	3台
計	16台	8台	24台

(2) し尿及び浄化槽汚泥投入量

○表-X I - 2 し尿及び浄化槽汚泥投入量

(平成28年度)

施設名	投入量 (ℓ)				投入割合 (%)
	し尿		浄化槽汚泥	計	
	直営	許可業者	許可業者		
米子浄化場	8,190	8,833,934	20,721,486	29,563,610	93%
白浜浄化場	0	1,210,626	906,934	2,117,560	7%
計	8,190	10,044,560	21,628,420	31,681,170	100%

(3) 浄化槽の設置指導

平成24年度から浄化槽法に基づく届出等の窓口事務が県から権限委譲されたことにより、浄化槽の設置等の届出に関する事務を行った。また、それに併せて、下水道部施設課が所管していた合併浄化槽設置整備補助事業についても環境政策課に所管替えとした。

浄化槽の設置件数については、表-IV-8の平成28年度末浄化槽設置基数累計のとおり。

2 ごみ処理

米子市では、平成24年度に策定し、平成28年度に中間見直しをした「一般廃棄物処理基本計画」により、平成32年度の1人1日当たりのごみの量を平成26年度と比較して16グラム削減する目標を立てている。

平成28年度は、平成26年度と比べてごみ排出量が約35グラム減少している。

(1) 一般廃棄物の処理区分と収集実績

委託業者により、家庭ごみの収集運搬を行なった。

○表-X I - 3 一般廃棄物の排出量

(平成28年度)

収集物	収集量 (kg)
可燃ごみ	44,956,220 kg
不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ	2,042,400 kg
白色発泡スチロール・トレー	43,300 kg
缶・ビン類	1,250,420 kg
ペットボトル	259,620 kg
再利用ビン	2,975 kg
古紙類、牛乳パック	3,626,140 kg
有害ごみ	51,246 kg

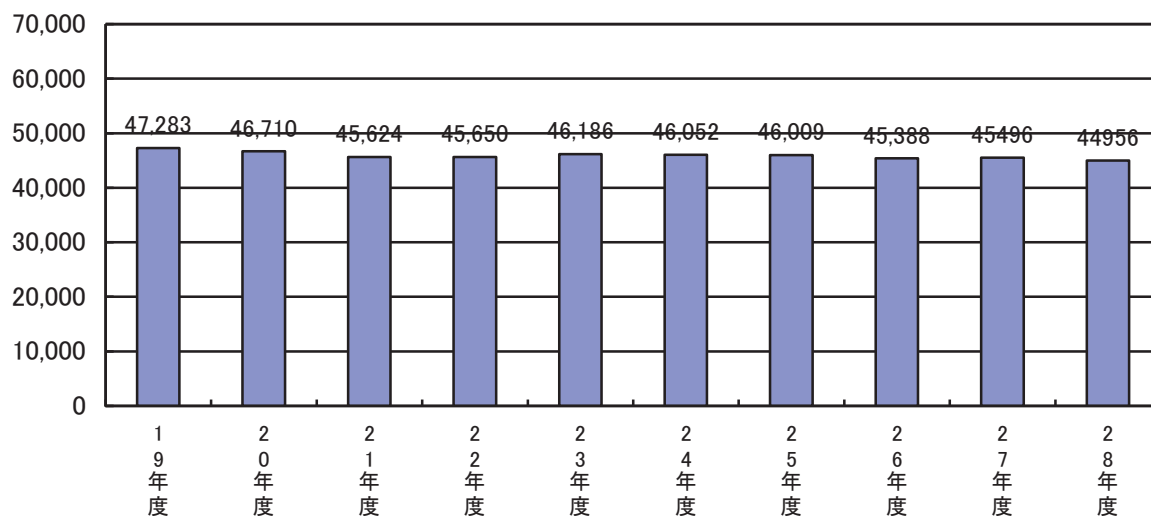
○表－X I－4 一般廃棄物処理量比較（平成19年度～28年度）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
可燃ごみ	47,283	46,710	45,624	45,650	46,186	46,052	46,009	45,388	45,496	44,956
不燃ごみ	2,791	2,706	2,537	2,582	2,707	2,578	2,404	1,924	1,755	1,630
不燃性粗大ごみ	440	510	531	500	504	460	453	432	432	412
白色発泡スチロール・トレー	72	62	62	59	57	54	52	49	47	43
缶・ビン類	1,545	1,459	1,397	1,362	1,319	1,318	1,349	1,301	1,276	1,250
ペットボトル	278	267	260	260	247	255	264	253	250	260
牛乳パック	40	39	38	36	35	33	32	32	30	29
古紙類	6,669	6,136	5,611	5,175	5,050	4,848	4,647	4,386	4,008	3,598
再利用ビン	46	39	34	31	28	6	5	5	3	3
小型家電	-	-	-	-	-	-	-	12	24	16
有害ごみ	53	54	60	61	52	50	46	46	52	51
特定家電	6	6	2	-	-	-	-	-	-	-
集団回収	889	866	824	719	732	697	647	657	666	570
合計	60,112	58,854	56,980	56,435	56,917	56,351	55,908	54,485	54,038	52,819

（注） 各項目の数値は、四捨五入しているため合計値が一致しない場合がある。

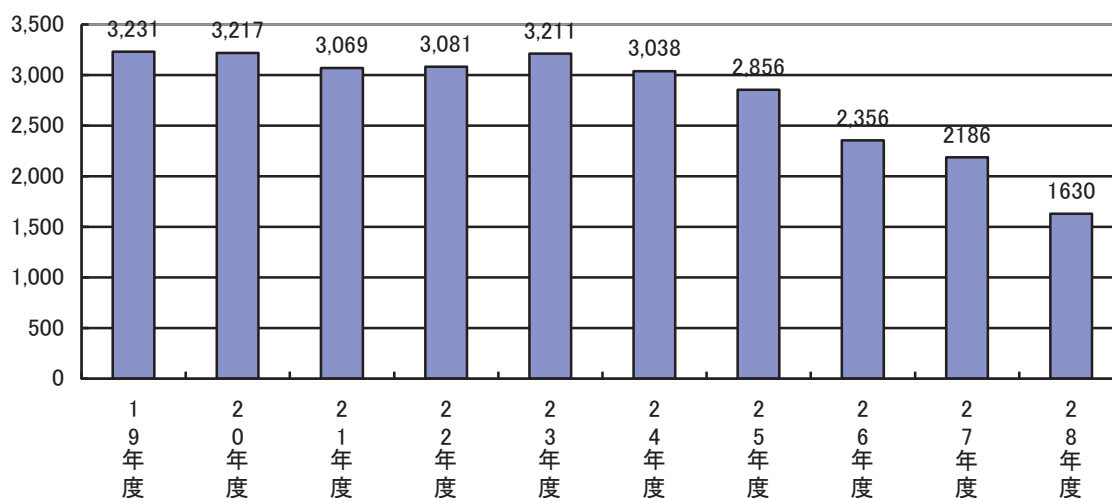
○図－X I－1 可燃ごみ処理量比較（平成19年度～28年度）

（単位：トン）



○図－X I－2 不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理量比較（平成19年度～28年度）

（単位：トン）



（2）分別収集の推進

分別収集の徹底を図るとともに、指定の方法での持ち出しについて啓発を行った。

① 「ごみ分別収集カレンダー」等による啓発

ア 「平成28年度 ごみ分別収集カレンダー」を作成し、自治体等を通じて各世帯に配布した。

イ 「広報よなご」、「よなごみ通信」及びホームページにより、ごみの分別方法等について周知を図った。

② リサイクル推進員の設置及び研修会の実施

リサイクル推進員676名を委嘱し（平成28年度末現在）、各自治体でのごみの分別、リサイクルの推進を図った。また、平成28年4月1日に委嘱した新任のリサイクル推進員等を対象とする研修会を5月に実施し、155名の参加があった。

③ ごみの分別方法等の説明会開催の要請があった自治会に対し、説明会を実施した。

④ ごみステーションでの指導・啓発

ごみ分別の徹底、排出マナーの向上及び収集作業時の安全性確保の面から、ごみステーションにごみを持ち出す際に排出ルールの守られていないものについて、イエローシールを貼り付ける等の方法により、指導・啓発した。

（3）ごみ減量化の推進

より一層のごみの減量を目的として、啓発・指導を行った。

① よなご環境フェスタにおいて、ごみの減量化・資源化の啓発を行った。

② 「よなごみ通信」の発行、自治体研修会等への講師派遣等により、ごみの減量方法の紹介等を行った。

③ 消費者・事業者・行政の3者で構成するノーレジ袋推進協議会に参加し、毎月10日のノーレジ袋デーの実施等、削減に向けた啓発を行った。

(4) 不法投棄及びポイ捨てごみ対策（調査・監視）

① 市内全域をパトロールし、警告シールの貼付や看板の設置による啓発を行った。また、海岸付近、山林等については重点的に不法投棄の調査を実施した。

② 不法投棄監視員の設置

不法投棄監視員を9名委嘱して、監視区域内の不法投棄の多い山間部や海岸等を重点に監視パトロールを随時行い、不法投棄の早期発見と適切な処理を図った。

③ 不法投棄監視カメラの設置

市内の不法投棄多発地帯に、市所有の監視カメラ2台を継続して設置し、不法投棄の防止に努めた。

(5) 資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付事業

一般家庭等から排出される資源ごみの再利用とごみの減量化の推進を目的として、資源ごみ回収運動推進団体の回収実績に応じて奨励金を交付した。

登録団体数 109団体 奨励金交付団体数 73団体

○表-XI-5 資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付実績 (平成28年度)

	品 目					奨励金 交付額	実施 回数
	古紙類	空瓶類	空瓶 ケース類	金属類	その他 (衣類等)		
回収量	543,459kg	5,049本	64個	22,526kg	162g	2,257,431円	299回
奨励金単価	4円/kg	3円/本	6円/個	3円/kg	3円/kg		

(6) 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業

一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図るため、補助金を交付した。

○表-XI-6 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付実績 (平成28年度)

種類 (上限額)	補助対象基数	補助金額 (購入金額の3分の1:100円未満切捨て)
生ごみ処理機 (2万円/基)	20基	382,300円
生ごみ処理容器 (3千円/基)	10基	19,500円
合計	30基	401,800円

(7) 小型家電リサイクル推進事業

平成25年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」に基づき、本市においても廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、市内公民館等31か所の回収ボックス及び米子市クリーンセンターへの持ち込み等の回収方法により、平成26年11月から平成27年2月に環境省の実証事業として小型家電の回収を実施し、平成27年3月からは本市の事業として継続実施している。

小型家電の回収量 (平成28年度)

回収方法	回収量
ボックス回収	6,914kg
持ち込み回収	9,520kg
合計	16,434kg

◇ 資 料 編 ◇

○資料－１ 大気汚染に係る環境基準及び評価方法

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	短期的評価	1時間値の1日平均が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が0.06ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	昼間(5～20時)の時間帯における1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)	短期的評価	測定結果の1日平均値のうち年間98パーセントタイル値が35μg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	測定結果の1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二

- 酸化窒素を除く。) をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
 6. 短期的評価は、連続して又は随時に行った観測結果により、観測を行った日又は時間について評価するもの。
 7. 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するためなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえ、評価するもの。
 8. 日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が、1日(24時間)のうちの4時間を超える日は評価対象としない。したがって、20時間以上測定された日のみを対象とし、これを有効測定日という。
 9. 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が6000時間以上の測定局を対象とし、これを有効測定局という。(光化学オキシダントを除く)

○資料-2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(H9.2.4告示)	短期・長期別の評価はなく、年平均値で評価する。
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(H13.4.20告示)	

備考.

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

○資料-3 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。(H11.12.27告示)

備考.

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 年間平均値とする。

○資料－４

人の健康の保護に関する環境基準（環境基準健康項目）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg / L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg / L以下
六価クロム	0.05 mg / L以下
砒素	0.01 mg / L以下
総水銀	0.0005 mg / L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / L以下
四塩化炭素	0.002 mg / L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg / L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg / L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg / L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg / L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg / L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg / L以下
チウラム	0.006 mg / L以下
シマジン	0.003 mg / L以下
チオベンカルブ	0.02 mg / L以下
ベンゼン	0.01 mg / L以下
セレン	0.01 mg / L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L以下
ふっ素	0.8 mg / L以下
ほう素	1 mg / L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg / L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全に係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、別に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。) 以下省略						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級
 及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3
 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を
 生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

（2）湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	——
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	——
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種：工業用水・農業用水・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄化操作を行うものをいう。）
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下

(3) 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	ノルマルヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100 mL以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 省略
ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L以下

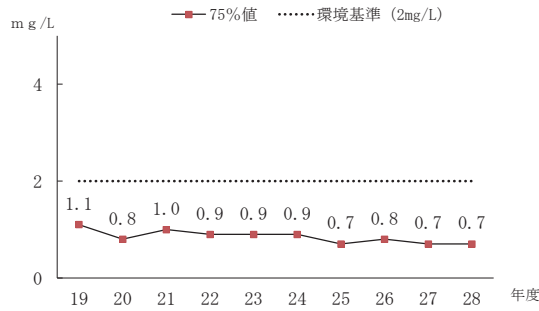
○資料－5 水質の経年変化

～ 水質の経年変化（河川・BOD） ～

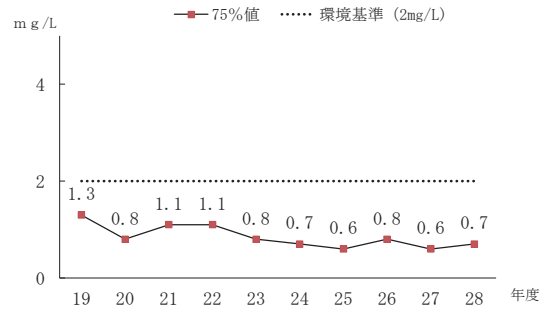
○環境基準：河川AA（日野橋より上流）・河川A（日野橋より下流）

○基準値：河川AA（1 mg/L以下）・河川A（2 mg/L以下）（75%値）

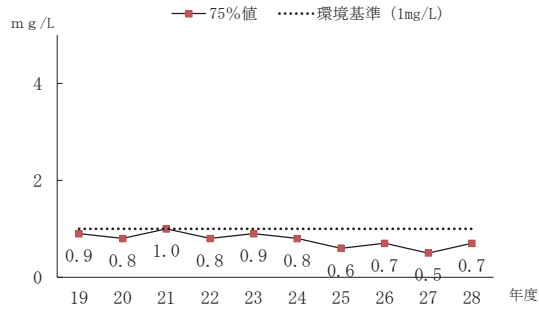
日野川（皆生）



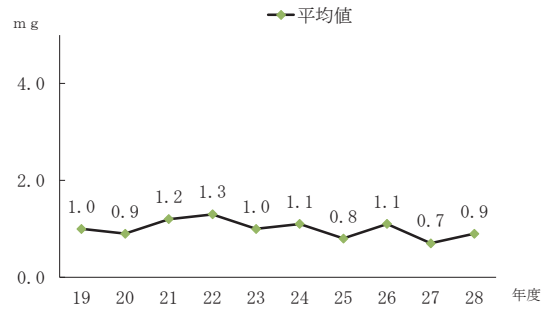
日野川（車尾）



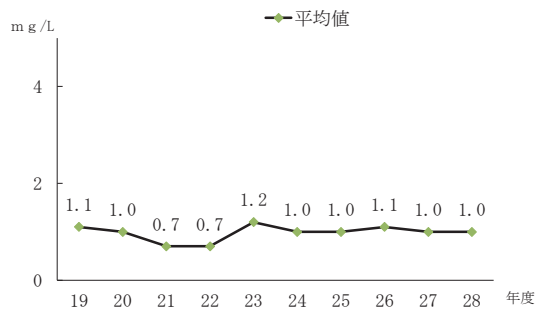
日野川（八幡）



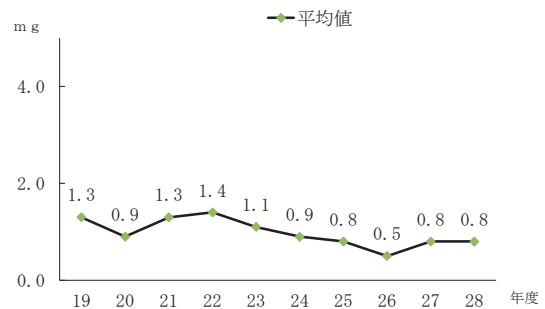
法勝寺川（大袋）



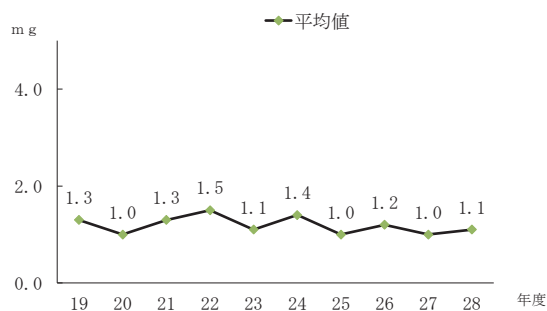
小松谷川（青木）



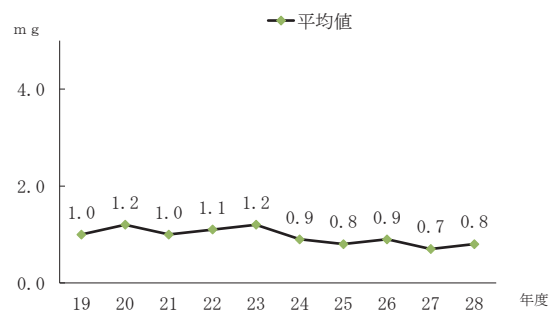
旧加茂川（旭橋）



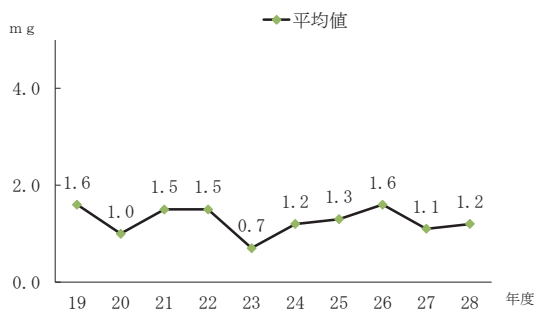
加茂川（猿土手橋）



佐陀川（佐陀）

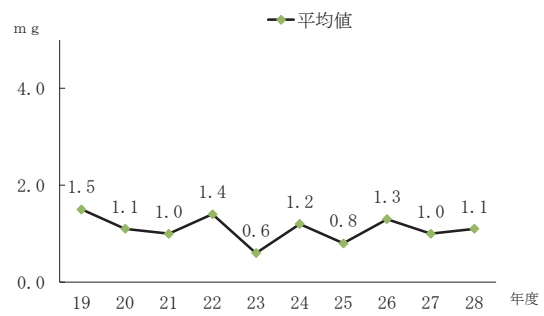


精進川（森橋）

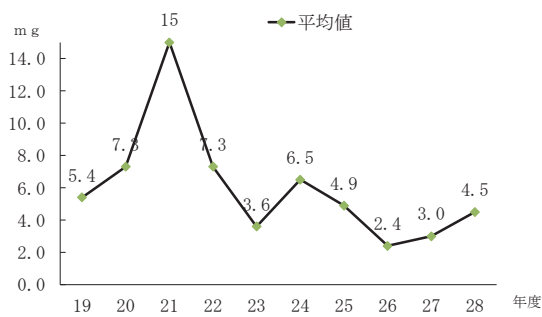


※H22.5 福留橋

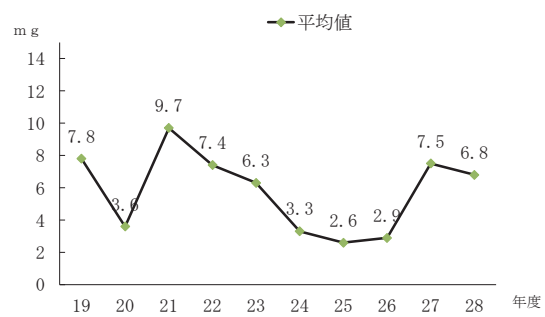
野本川（河岡下橋）



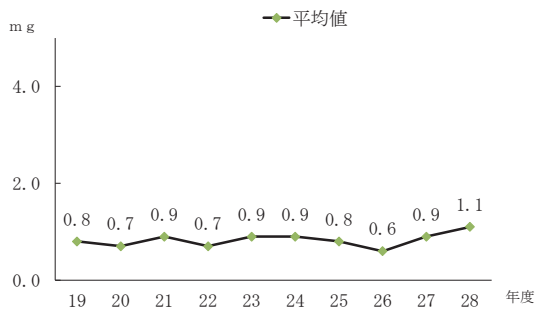
大沢川（市道加茂中央線）



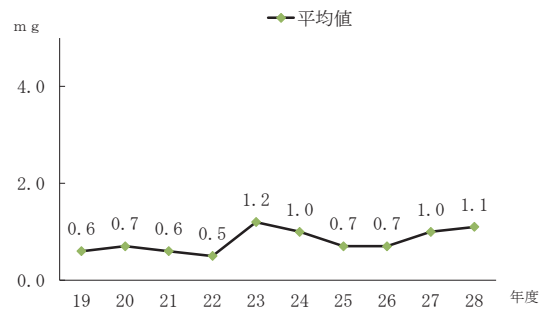
大沢川（市道堂畷線）



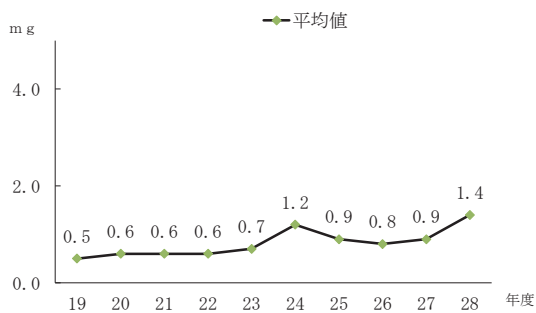
妻木川（今津橋）



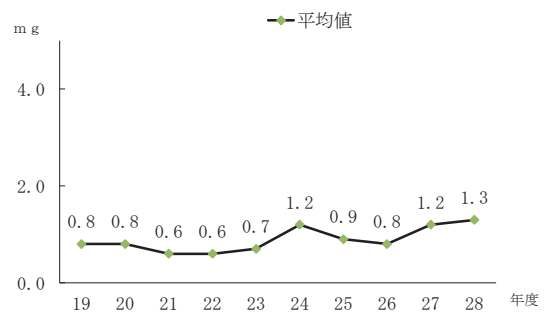
塩川（小波浜）



塩川（小波上）



塩川（平岡）



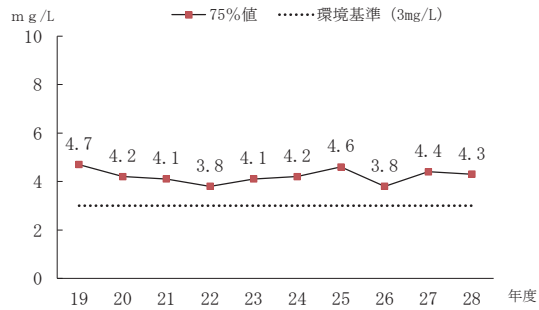
※BODの値が0.5mg/L未満の4場合は、0.5mg/Lとして表示した。

～水質の経年変化（中海・COD）～

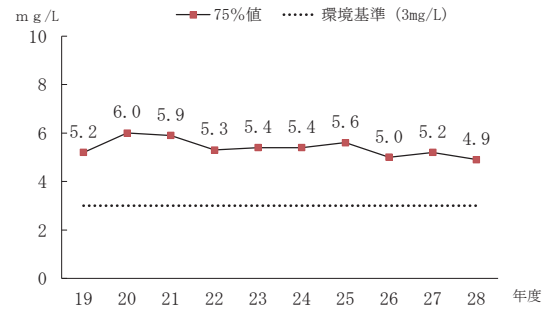
○環境基準：湖沼Ⅲ

○基準値：3mg/L以下（75%値）

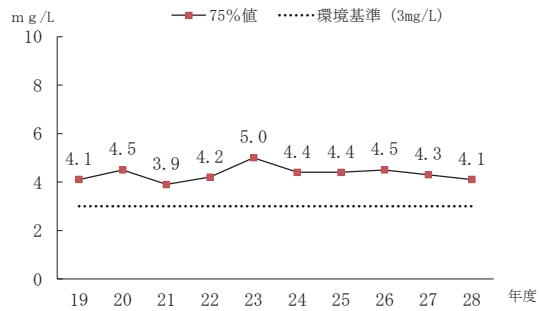
葭津地先



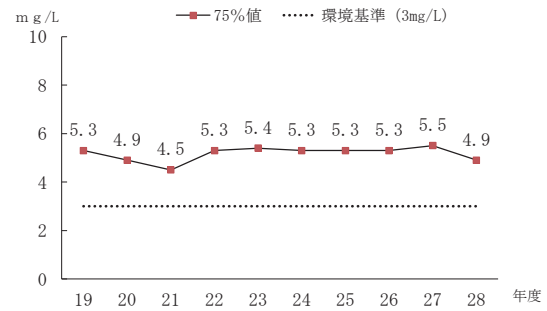
米子湾中央部



彦名町地先



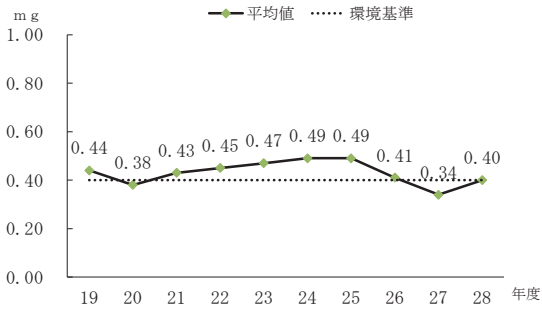
旧加茂川河口地先



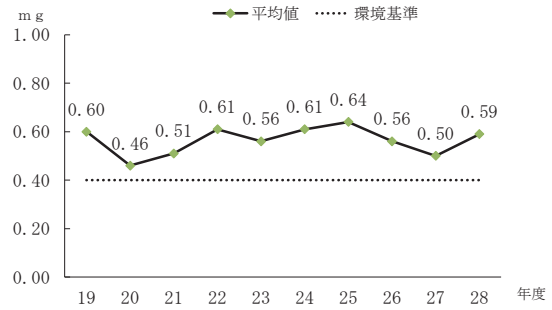
～ 水質の経年変化（中海・全窒素） ～

○環境基準：湖沼Ⅲ
○基準値：0.4 mg/L以下（年平均値）

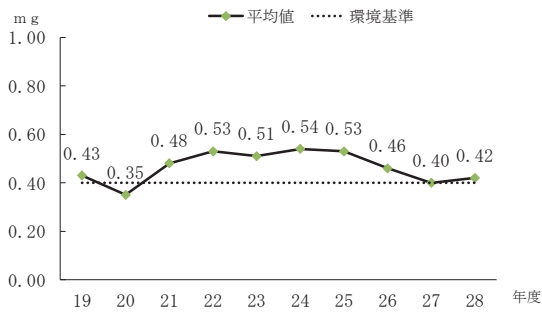
葭津地先



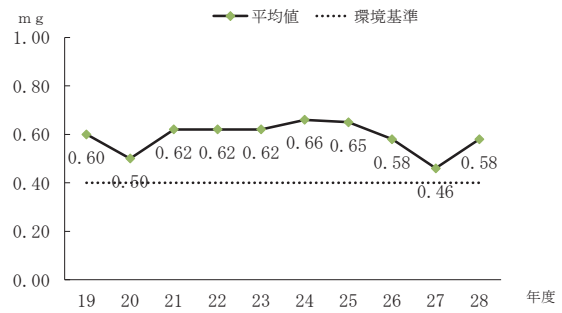
米子湾中央部



彦名町地先



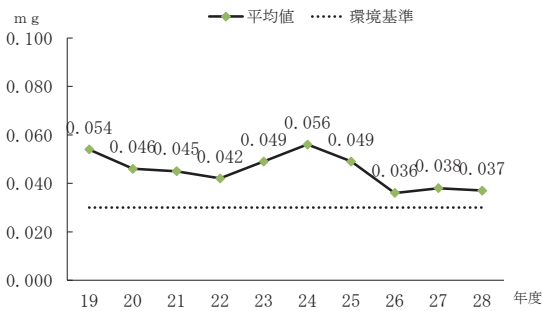
旧加茂川河口地先



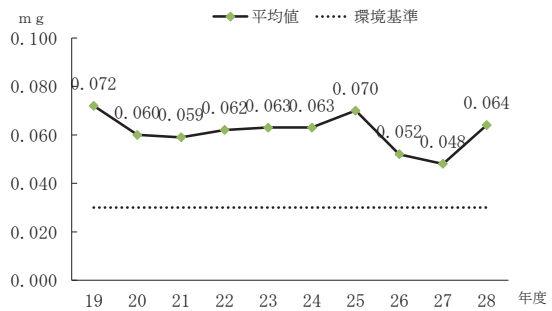
～ 水質の経年変化（中海・全りん） ～

○環境基準：湖沼Ⅲ
○基準値：0.03 mg/L以下（年平均値）

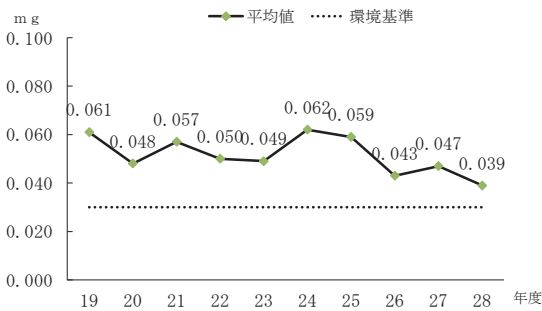
葭津地先



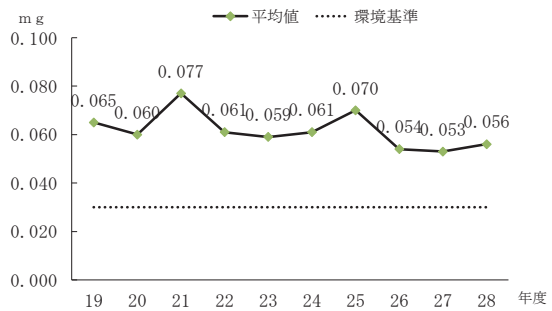
米子湾中央部



彦名町地先



旧加茂川河口地先

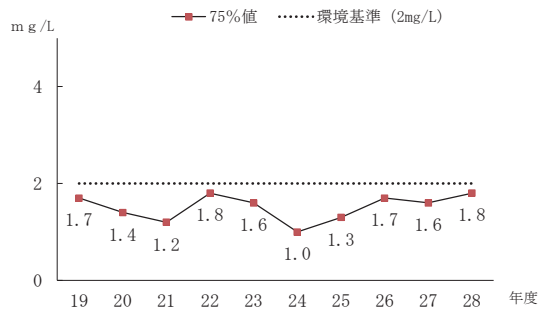


～ 水質の経年変化（海域・COD） ～

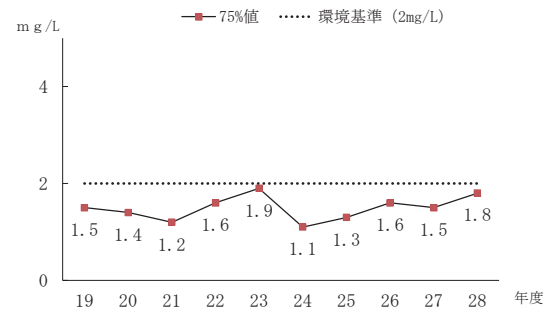
○環境基準：海域A

○基準値：2mg/L以下（75%値）

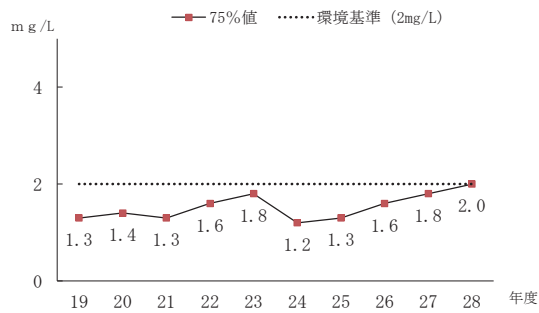
大篠津町地先沖合0.5km



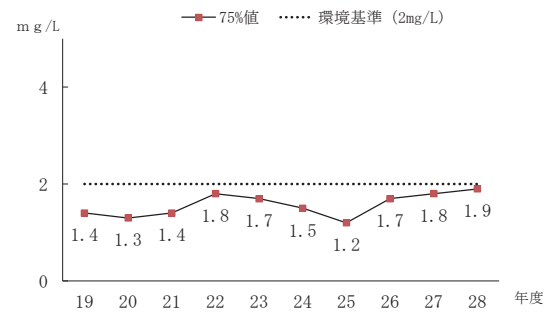
皆生地先0.5km



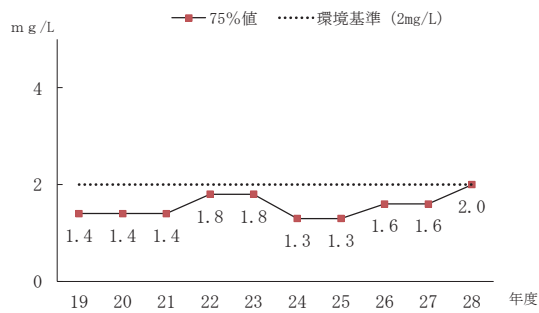
日野川河口地先北方1.0km



日野川河口地先北東方1.0km



佐陀川佐陀地先北方0.5km



○資料－6 水質汚濁防止法の排出基準

(1) 生活環境項目に係る基準

種 類	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	5.8 ~ 8.6 (海域以外の水域) 5.0 ~ 9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (SS) (mg/L)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	30
フェノール類含有量 (mg/L)	5
銅含有量 (mg/L)	3
亜鉛含有量 (mg/L)	2
溶解性鉄含有量 (mg/L)	10
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	10
クロム含有量 (mg/L)	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000
窒素含有量 (mg/L)	120 (日間平均60)
燐含有量 (mg/L)	16 (日間平均8)

備考

- 1 BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の水域に排出される排水にのみ限って適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 2 窒素含有量、燐含有量については中海に流入する公共用水域に適用する。

(2) 有害物質にかかる基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	10 mg B/L (海域以外の水域) 230 mg B/L (海域)
ふっ素及びその化合物	8 mg F/L (海域以外の水域) 15 mg F/L (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量： 100 mg/L。
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

○資料－ 7 鳥取県公害防止条例の排水基準 (昭和46年鳥取県条例第35号)

別表第4 (第7条関係) (昭50規則63・昭57規則39・平12規則104・一部改正)

項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度指数 (pH)	別表第3第1号 に掲げる施設	5.8～8.6 (海域以外の水域) 5.0～9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	別表第3第1号 に掲げる施設	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	別表第3第1号 に掲げる施設	160 (日間平均120)
浮遊物質(SS) (mg/L)	別表第3第1号 に掲げる施設	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	別表第3第2号 及び第3号に掲 げる施設	20
大腸菌群数 (個/cm ³)	別表第3第1号 に掲げる施設	日間平均 3,000
備 考 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排出基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業所に係る排水水について適用する。以下省略		

別表第3 (鳥取県公害防止条例施行規則第5条関係)

- 1 特定給食施設 (健康増進法 (平成14年法律第103号) 第20条第1項に規定する特定給食施設で、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものに限る。) の調理施設 (水質汚濁防止法施行令 (昭和46政令第188号) 別表第1第66号の4に掲げる施設を除く。)
- 2 ドラムかん更生業の用に供する洗浄施設 (水質汚濁防止法施行令別表第1第65号に掲げる施設に係るものを除く。)
- 3 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、自動車整備業及びガソリンステーションの用に供する車両洗浄施設 (水質汚濁防止法施行令別表第1第71号に掲げる施設を除く。)

○資料－８ 騒音規制法に基づく騒音規制の区分と用途地域の関係

都市計画に基づく用途地域の区分	特定工場等において発生する騒音について規制する区域	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域	自動車騒音の限度が適用される区域
第1種低層住居専用地域	第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。	第1号区域 イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域 ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域 ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域 ニ 第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域	a区域 専ら住居の用に供される区域
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域		b区域 主として住居の用に供される区域
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
近隣商業地域の一部	第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域		c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
商業地域			
準工業地域の一部			
工業地域	第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。	第2号区域 指定地域のうち、第1号区域以外の区域	
工業専用地域 近隣商業地域の一部 準工業地域の一部	指定地域から除外		

○資料－ 9 騒音規制法に基づく特定施設の種類と規模

金属加工機械	圧延機械	原動機定格出力の合計 22.5 kw以上
	製管機械	全て
	ベンディングマシン（ロール式）	原動機定格出力 3.75 kw以上
	液圧プレス	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力 294 kN（30重量トン）以上
	せん断機	原動機定格出力 3.7 kw 以上
	鍛造機	全て
	ワイヤーフォーミングマシン	全て
	ブラスト（タンブラスト以外）	密閉式を除く
	タンブラー	全て
	切断機	といしを用いるもの
空気圧縮機・送風機		原動機定格出力 7.5 kw 以上
破砕機・摩砕機・ふるい・分級機 （土石用・鉱物用）		原動機定格出力 7.5 kw 以上
織 機		原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートプラント （気ほうコンクリートプラント以外）	混練機の混練容量 0.45 m ³ 以上
	アスファルトプラント	混練機の混練重量 200 kg 以上
穀物用製粉機（ロール式）		原動機定格出力 7.5 kw以上
木材加工機械	ドラムバーカー	全て
	チップパー	原動機定格出力 2.25 kw以上
	碎木機	全て
	帯のこ盤・丸のこ盤	製材用：原動機定格出力 1.5 kw以上 木工用：原動機定格出力 2.25 kw以上
	かんな盤	原動機定格出力 2.25 kw以上
抄紙機		全て
印刷機械		原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機		全て
鋳造型機		ジョルト式のもの

○資料－１０ 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

単位：dB（デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～ 翌日の午前 6 時
第 1 種区域	5 0	4 5	4 5
第 2 種区域	6 0	5 0	4 5
第 3 種区域	6 5	6 5	5 0
第 4 種区域	7 0	7 0	6 5

※基準値は、特定工場等の敷地の境界線における大きさ

○資料－１１ 特定建設作業の種類

くい打機等を使用する作業	くい打機 (もんけんを除く。)	アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機	全て
	くい打くい抜機 (圧入式を除く。)	アースオーガーと併用する作業を除く
びょう打機を使用する作業		全て
さく岩機を使用する作業		※ 1
空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）		原動機（電動機以外）の定格出力 1.5 kw 以上
コンクリートプラントを設けて行なう作業 (モルタル製造のための作業を除く)		混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上
アスファルトプラントを設けて行なう作業		混練機の混練容量が 200 kg 以上
バックホウを使用する作業 ※ 2		原動機定格出力 80 kw 以上
トラクターショベル ※ 2		原動機定格出力 70 kw 以上
ブルドーザー ※ 2		原動機定格出力 40 kw 以上

備考 1 作業を開始した日に終わるものは除く。

2 ※ 1 は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。

3 ※ 2 は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

○資料－１２ 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制種別	区域の区分	騒音
基準値	1号及び2号	85 dB (デシベル)
作業時間	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当りの作業時間	1号	10時間／日を超えないこと
	2号	14時間／日を超えないこと
作業期間	1号及び2号	連続6日を超えないこと
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日でないこと

備考1 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線における値

2 区域の区分は資料－8を参照

3 音量基準を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を10時間（第1号区域（第2号区域にあつては14時間）未満4時間以上の間において短縮することを勧告・命令できる。

4 基準には、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。

○資料－１３ 指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分 (資料－8を参照)	時間の区分・要請限度値 dB(デシベル)	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌日の午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
上記3区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下有する道路の場合は道路敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路敷地の境界線から20mの範囲)	75	70

○測定場所については、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という）が存在している場合には道路の敷地境界線、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用がされ、道路から距離を置いて住居等が存している場合には、住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点。

○測定・評価方法については、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について測定。等価騒音レベルにより評価し、大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値（デシベル）とする。

○資料－１４ 鳥取県公害防止条例の規定による深夜騒音の規制基準

区 域 の 区 分	基準値 d B (デシベル)
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域	50
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域	65
3 1及び2に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く）	45

○資料－１５ 拡声機騒音の規制

1 商業宣伝を目的として、拡声機を使用する放送をしてはならない区域（次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域）

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設

2 商業宣伝を目的として、航空機から拡声機を使用する放送の制限

使用時間：午前8時から午後7時まで

音 量：地上において65デシベル以下

3 その他拡声機を使用する放送の制限

- (1) 次に掲げる放送をする場合は、使用時間、音量とも音量基準1による。
 - (ア) 工場、事業所、寺社、屋外スポーツ施設、学校、保育所等において構内用としてその敷地内で行うもの
 - (イ) 住民の慣習として行われる広報又は連絡に伴うもの
 - (ウ) 露天市、朝市その他地域の慣習として行われる催し物に伴うもの
 - (エ) 飲食物の移動販売に伴うもの
 - (オ) 屋外における音楽会、映画会等の運営のためにその会場内で行うもの

○音量基準 1

区域		音量 dB (デシベル)	
		午前 6 時～午後 10 時	午後 10 時～ 翌日の午前 6 時
1 騒音規制法第 3 条 第 1 項の規定に基づ いて指定された地域	第 1 種区域	7 0	4 5
	第 2 種区域	7 0	4 5
	第 3 種区域	7 0	5 0
	第 4 種区域	7 0	6 5
2 1 に掲げる区域以外の区域（工 業専用地域、臨港地区内の分区及 び工業のための埋立地を除く。）		7 0	4 5

- (2) (1) に掲げる場合以外は、使用時間を午前 8 時から午後 7 時までとし、音量は、音量基準 2 による。ただし、移動しながら放送をする場合の音量は、7 0 デシベル以下とする。

○音量基準 2

区域		音量 dB (デシベル)
1 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定 に基づいて指定された地域	第 1 種区域	5 5
	第 2 種区域	6 5
	第 3 種区域	7 0
	第 4 種区域	7 0
2 1 に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港 地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）		7 0

4 拡声機使用の制限の対象とならない場合

- (1) 災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合
- (2) 電気、ガス又は水道の事業に関する広報活動として放送をする場合
- (3) 公共の輸送機関の業務に関し、駅又は発着場において放送をする場合
- (4) 公務員がその職務に関し、放送をする場合
- (5) 公職選挙法による選挙運動のために放送をする場合
- (6) 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習として行われる行事に伴い放送をする場合
- (7) 団体の整理誘導のために放送をする場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

○資料－１６ 振動規制法に基づく振動規制の区分と用途地域の関係

都市計画に基づく用途地域の区分	特定工場等において発生する振動について規制する区域	特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域	自動車交通振動の限度が適用される区域
第1種低層住居専用地域	第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	第1号区域 イ.良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。 ロ.住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。 ハ.住居の用に併せて商業・工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域。 ニ.第2種区域のうち「主として工業に供されている区域の…」のうち学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺80m以内の区域。	第1種区域 特定工場等において発生する振動について規制する区域の「第1種区域」と同じ。
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
近隣商業地域の一部	第2種区域 住居の用に併せて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業などの用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。	第2号区域 指定地域のうち、第1号区域以外の区域。	第2種区域 特定工場等において発生する振動について規制する区域の「第2種区域」と同じ。
商業地域			
準工業地域の一部			
工業地域			
工業専用地域 準工業地域の一部 近隣商業地域の一部	指定地域から除外。		

○資料－１７ 振動規制法に基づく特定施設の種類の規模

金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く
	機械プレス	全て
	せん断機	原動機定格出力 1 kw 以上
	鍛造機	全て
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力 37.5 kw 以上
圧縮機		原動機定格出力 7.5 kw 以上
破砕機・摩砕機・ふるい・分級機 (土石用・鉱物用)		原動機定格出力 7.5 kw 以上
織 機		原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートブロックマシン	原動機定格出力合計 2.95 kw 以上
	コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械	原動機定格出力合計 10 kw 以上
木材加工機械	ドラムバーカー	全て
	チップパー	原動機定格出力 2.2 kw 以上
印刷機械		原動機定格出力 2.2 kw 以上
ロール機 (ゴム練用・合成樹脂練用)		カレンダーロール機以外 原動機定格出力 30 kw 以上
合成樹脂用射出成形機		全て
鋳造型機		ジョルト式のもの

○資料－１８ 特定工場等において発生する振動についての規制基準

単位：dB (デシベル)

時間の区分 区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌日午前 8 時)
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域	65	60

※基準値は、特定工場等の敷地の境界線における大きさ

○資料－１９ 特定建設作業の種類

くい打機等を使用する作業	くい打機 (もんけんを除く。)	圧入式を除く
	くい抜機	油圧式を除く
	くい打くい抜機 (圧入式を除く。)	全て
鋼球を使用して建設物等を破壊する作業		全て
舗装版破碎機を使用する作業		※１
ブレーカーを使用する作業		手持式を除く※１

備考１ 作業を開始した日に終わるものは除く。

- ２ ※１は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が５０ｍを超えない作業に限る。
- ３ ※２は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

○資料－２０ 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制種別	区域の区分	騒音
基準値	１号及び２号	７５dB (デシベル)
作業時間	１号	午後７時～午前７時の時間内でないこと
	２号	午後１０時～午前６時の時間内でないこと
１日当りの作業時間	１号	１０時間／日を超えないこと
	２号	１４時間／日を超えないこと
作業期間	１号及び２号	連続６日を超えないこと
作業日	１号及び２号	日曜日その他の休日でないこと

備考１ 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線における値

- ２ 区域の区分は資料－８を参照
- ３ 音量基準を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、１日の作業時間を１０時間（第１号区域（第２号区域にあつては１４時間）未満４時間以上の間において短縮することを勧告・命令できる。
- ４ 基準には、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。

○資料－２１ 指定地域内における道路交通振動の限度 単位：dB (デシベル)

時間の区分 区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前８時～午後７時)	夜間 (午後７時～翌日午前８時)
第１種区域	６０	５５
第２種区域	６５	６０

○資料－２２ 悪臭防止法に基づく規制基準

ア 敷地境界における規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質 規制区域	アンモニア	メチルメチルタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン
A 区域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005
B 区域	2	0.004	0.06	0.05	0.009	0.02
C 区域	5	0.01	0.2	0.2	0.009	0.07

特定悪臭物質 規制区域	アセト アルデヒド	プロピオン アルデヒド	ノルマルブチル アルデヒド	イソブチル アルデヒド	ノルマルバレ ルアルデヒド	イソバレ ルアルデヒド
A 区域	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003
B 区域	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003
C 区域	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003

特定悪臭物質 規制区域	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン
A 区域	0.9	3	1	10	0.4	1
B 区域	0.9	3	1	10	0.4	1
C 区域	0.9	3	1	10	0.4	1

特定悪臭物質 規制区域	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
A 区域	0.03	0.001	0.0009	0.001
B 区域	0.03	0.001	0.0009	0.001
C 区域	0.03	0.001	0.0009	0.001

イ 気体排出口における規制基準

煙突等の気体排出口に係る規制基準の設定は、特定悪臭物質が事業場の煙突等の気体排出施設から排出される場合に、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により流量を算定する方法とされている。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

この式において、 q 、 $H e$ 及び $C m$ は、それぞれ次の値を表すものとする

q : 流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

$H e$: 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$C m$: A で定められた値（単位 ppm）

ただし、次に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

排出口の高さの補正は、次の式により行なうものとする。

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} + 1 \right)$$

これらの式において、 $H e$ 、 $H o$ 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H e$: 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$H o$: 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q : 温度15度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

V : 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T : 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

ウ 排水における規制基準

排水量 Q (m^3 / 秒)	規制地域の区分	特定悪臭物質 (mg/λ)			
		メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
$Q \leq 0.001$	A 区域	0.03	0.1	0.3	0.6
	B 区域	0.06	0.3	2	2
	C 区域	0.2	1	6	6
$0.001 < Q \leq 0.1$	A 区域	0.007	0.02	0.07	0.
	B 区域	0.01	0.07	0.3	0.4
	C 区域	0.03	0.2	1	1
$0.1 < Q$	A 区域	0.002	0.005	0.01	0.0
	B 区域	0.003	0.02	0.07	0.0
	C 区域	0.007	0.05	0.3	0.3

○資料－２３ 環境関係用語の解説

赤潮・アオコ（青粉）

水中にプランクトンや微細藻類が異常発生し、水の色が赤みがかかった色（赤潮）や緑色（アオコ）に変わったように見える現象のこと。

アメニティ

アメニティとは、五感が快適であると感じる感覚である。水や緑などの自然環境や歴史、文化などの社会環境の風土の中で養われたもので、地域によりいろいろな特性を有するものである。その中での住み心地のよさであり、快適性を言う。

悪臭

悪臭とは、人に不快感を与えるもので一般的に多成分、低濃度の混合気体である。原因物質としてはアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素等多様に存在しており、これらが混在して発生源となっていることが多い。

アスベスト

天然に産出する繊維状鉱物で、化学薬品に強く、耐熱性や電気絶縁性が高いため、建設材料や自動車のブレーキライニング、クラッチ板など、かつては幅広く使用された。しかし、微細な繊維として大気中に飛散しているアスベストは、一度吸収すると体外に排出されにくく、長期間の吸入により肺癌などの原因になる恐れがあり、現在では禁止されている。

暗騒音

ある場所で特定の音を測定する場合、対象とする音以外の音を暗騒音という。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄酸化物には、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）、三酸化硫黄（無水硫酸）などがある。硫黄酸化物の生成は、燃料に含まれている硫黄分が燃焼酸化されることにより発生し、無色で刺激臭のある気体で、呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の有力な原因とされている。

閾値（いきち）

生理学的用語で、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のこと、限界濃度とも言う。

一酸化炭素（CO）

炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色、無臭の気体で、大部分は自動車の排気ガスとして発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、頭痛、はきけ、めまいなどの症状があらわれる。

オゾン (O₃)

光化学オキシダントの主成分の一つである。特有の臭気のある微青色の気体であり、強力な酸化力をもつ酸素の同素体で気道粘膜の炎症刺激、目の刺激などがある。

カドミウム (Cd)

青みを帯びた銀白色の金属で、メッキ、顔料、電池等に使用されている。体内に蓄積されると肺気腫、胃腸障害、肝臓障害、骨の変化等の症状があらわれる。

環境アセスメント (環境影響評価)

各種開発行為の実施に先立ち、その行為が環境（大気、水質、生物等）に及ぼす影響の程度をその防止策、代替案を含めて総合的に事前評価することをいう。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましいとして定められた行政上の目標基準である。

規制基準

事業活動その他の活動を行うものが遵守すべき、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、悪臭の発生に係る許容限度。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準という。

逆転層

普通気温は、上空になるにしたがって下降するものであるが、気象条件によっては、高度40～300mの層において、地表より温度が高い層ができることがある。この気層を逆転層といい、大気の蓋の役目を果たし、汚染物質の上空への拡散を妨いで、その地域の大気汚染を助長する役割を果す。

K値規制

大気汚染防止法で採用している硫黄酸化物の規制方式で、一つのばい煙発生施設の排出口（煙突）から排出された硫黄酸化物が拡散して、着地した時の濃度が一定の値以下となるように排出口の高さに応じて排出量を規制する方法。K値（本市では17.5）は硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用する定数である。

$$q = k \times 10^{-3} \times H e^2 \quad (q \text{は1時間当たりの硫黄酸化物の排出基準量、} H \text{は有効煙突高})$$

光化学スモッグ (光化学オキシダント)

大気中の窒素酸化物、炭化水素類に太陽光線中の紫外線が作用することによって、二次的汚染物質を作り出すことによりおこる大気汚染現象である。光化学スモッグは、夏の陽射しが強く、風の弱い日に特に発生しやすく、目やのどの粘膜を刺激し、また、植物被害など広範囲に影響する。光化学反応によって生成される酸化性物質のうち二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」といっている。

公害

環境基本法では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。

酸性雨

通常の雨は、二酸化炭素を炭酸として溶かしているのでpHは5.6程度を示す。これより強い酸性の雨が、酸性雨とよばれる。工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中を長時間漂う間に酸化が進み、水に溶けやすい物質になり、ついには雨に含まれて降るもの。目や皮膚を刺激するだけでなく、土壌や森林などの生態系に影響を及ぼすことが報告されている。

シアン化合物

シアン(CN)イオンを含む化合物をいい、電気めっき工場等で使用されている。人体に入ると、数秒ないし数分程度で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、けいれん等をおこし、死にいたる場合がある。

COD (化学的酸素要求量)

水質汚濁の指標であり、水中の有機物を化学薬品によって酸化した時、消費する酸素の量で表し、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味する。魚介類の生息には、5mg/l以下が望ましい。

シーベルト (Sv)

放射線による人体への影響度合いを表す単位のこと。放射線が人体に及ぼす影響は、放射線の種類(α線、β線、γ線等)によって異なる。そのため、人体が吸収する放射線のエネルギー(吸収線量)に放射線の種類別に定められた修正係数を乗じた値で表される。

自浄作用

河川水が汚染を受けた場合、河川自体、時間と共にこの汚濁物を次第に浄化する機能をもっており、この機能を河川の自浄作用という。その作用の代表的なものは、希釈作用、沈殿作用、水中の溶存酸素による酸化作用、日光中の紫外線による殺菌作用及び微生物による分解作用がある。

水銀 (Hg)

常温で液体となって存在する唯一つの金属で、温度計、水銀ランプ、乾電池等その用途は広範囲である。人体に入ると無機水銀は腎臓障害を引き起こし、有機水銀は脳に移行しやすく中枢神経障害を起す。

総量規制

従来 of 汚染物質の濃度のみを対象とした規制方式では、地域の望ましい環境が維持達成されないとして、一定地域内の汚染物質の排出される総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対して汚染物質の許容排出量を配分し、規制するものである。

ダイオキシン類

「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法第2条（平成11年7月成立）に揚げられた次のものをいう。

①ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、②ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、③コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）

構造については、基本的には2個のベンゼン環が酸素で結合したりし、それに塩素が付いた構造をしているが、塩素の数や付く位置により、異性体が発生する。PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは10数種類があるといわれ、この内毒性があるのは29種類といわれている。

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、そのため最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDをの毒性を1とし、他のダイオキシン類を毒性の強さを換算した係数（毒性等価係数（TEF））を用いたダイオキシン類の毒性を足し合わせた値（通常、毒性等量（TEQ））が用いられる。

ダイオキシン類は、人の健康等（発がん性や催奇形性等）に影響を与えるおそれがある物質であり、本来は農薬等を製造する際、不純物として生成するが、現在、発生源についてゴミ焼却による燃焼や自動車排気ガス等がある。

また、ダイオキシン類は通常無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しやすいという性質を持っているが、脂肪などに溶けやすく、他の化学物質や酸等に簡単には反応せず、太陽光の紫外線で徐々に分解されるといわれている。

食品等から摂取するダイオキシン類の当面の耐容1日摂取量（TDI）を4 pg TEQ / kg / 日（1日体重1 kg 当たり4ピコグラム）と定められたが、この耐容1日摂取量（TDI）は生涯にわたって摂取し続けた場合の健康影響を指針とした値（4ピコグラムのTDIは、動物実験で得られた結果を人に当てはめた上で、安全を見込んで10分の1の数値設定したもの）で、日本人の一般的な食生活で取り込まれるダイオキシン類の量は、厚生省の平成10年度調査では、人の平均体重を50 kg と仮定し、体重1 kg 当たり約 2.0 pg、空気から取り込まれる量約 0.07 pg、人が手に付いた土により口から取り込まれる量約 0.0084 pg と推定され、合計体重1 kg 当たり約 2.1 pg とされ、健康に被害を与えるものではない。

・ダイオキシン類の環境基準

「ダイオキシン類」（ダイオキシン類対策特別措置法第2条）に基づく次の物質。

1. ポリ塩化ジベンゾフラン
2. ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン

3. コプラナーポリ塩化ビフェニル

平成11年12月27日環境庁告示68号によって、水質・土壌とともに「環境基準」が定められた。

(環境省告示第46号平成14年7月22日)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ過紙段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の低質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の低質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレーに抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
<p>1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場所であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		

大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指数として用いられる。大腸菌には、温血動物の腸内に存在するものと、畑などの土の中に生存するものがあるが、一括して大腸菌群として測定している。

ダストジャー法

降下ばいじんの測定法の一つで、屋外に設置した円筒容器（ダストジャー）に降下ばいじんを捕捉し測定する方法。

炭化水素類

炭素（C）と水素（H）を含む有機化合物の総称で、自動車や石油精製、有機溶剤を取り扱う事業場などから排出される。窒素酸化物とともに光化学スモッグの主な原因物質として考えられている。

窒素酸化物（NO_x）

燃料などが高温で燃焼するとき発生する一酸化窒素（NO）と大気中で（N

O) が酸化してできる二酸化窒素 (NO_2) が代表的であり、炭化水素とともに光化学スモッグの主因物質と考えられている。NOは無色無臭で刺激はないが、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害し、中枢神経系の症状をおこす。NO₂は赤褐色、粘膜刺激性があり、呼吸器及び肺に障害を与える。

窒素

形態により、有機性窒素、アンモニア性窒素 ($\text{NH}_3\text{-N}$)、亜硝酸性窒素 ($\text{NO}_2\text{-N}$)、硝酸性窒素 ($\text{NO}_3\text{-N}$) に大別される。また、有機性窒素とアンモニア性窒素 ($\text{NH}_3\text{-N}$) をケルダール窒素 (K-N)、全ての項目を含めたものを全窒素 (T-N) という。水中の微生物の作用により、有機性窒素は $\text{NH}_3\text{-N}$ 、 $\text{NO}_2\text{-N}$ を経て $\text{NO}_3\text{-N}$ に変化し、一部は $\text{NH}_3\text{-N}$ や $\text{NO}_3\text{-N}$ の形で植物に吸収される。一般的に生活系からの排水には K-N の割合が高く、磷とともに富栄養化の起因物質である。

デシベル (dB)

騒音や振動の大きさの単位として用いる。デシベルは音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な物理量と対比して人体の感覚に対応するように補正したものである。わが国では騒音の単位として“ホン”が広く用いられているため、公害関係ではおもに振動の大きさの単位として用いられている。

平成5年11月18日付環境庁大気保全局長通知（計量法等の施行に伴う命令の一部改正）により「騒音レベル」を「音圧レベル」へ変更、「振動レベル」を「振動加速度レベル」へ変更。

特定事業場

水質汚濁防止法では、生産施設等のうち汚水または廃液を排出する施設を特定施設として定めており、この特定施設を有する工場、事業所を特定事業場という。同様に大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法では「特定工場等」という。

トリクロロエチレン

通称トリクレンという。油脂分を溶解する力が強く、金属機械部分の脱脂、洗浄などに溶剤として広く用いられている有機塩素系化合物である。類似物質には、ドライクリーニング等に用いられているテトラクロロエチレンなどがある。高濃度の蒸気を吸入した場合の急性毒性のほか、肝・腎臓への障害や発癌性が指摘されている。近年、これらの物質が各地の井戸水から検出され、有機塩素系化合物による地下水の汚染が問題になっている。

鉛 (Pb)

銀白色の柔らかい金属で鉛蓄電池、鉛顔料など用途は広範囲である。体内に吸収された鉛は血液を通して各種臓器のほか最終的に骨に多く沈着し、毒性症状は血液、神経、胃腸等に現われる。

n-ヘキサン抽出物質

n-ヘキサンによって抽出される物質をいい、動植物油脂類、脂肪酸、ワックス、グリース、石油系炭化水素類など油分の総称である。水性動植物に対する呼吸阻害や異臭の原因となる。

ヒ素化合物

自然界からは硫化物として産出され、その化合物は極めて有害であり、皮膚障害、肝障害など毒性をもち、量によっては死にいたる。木材の防腐、妨蟻剤、金属精練、ガラス製造等のほかに高純度金属ヒ素は半導体原料としての用途がある。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や排水、下水などの水質汚濁の指標であり、有機物が微生物によって酸化分解されるための必要な酸素の量をもって表わす。この数値が高いほどその水質は悪く、通常河川等では、魚介類の生息には5 mg/L以下が望ましい。

微量物質のための単位

g（グラム）

mg（ミリグラム）＝千分の1 g

μg（マイクログラム）＝100万分の1 g

ng（ナノグラム）＝10億分の1 g

pg（ピコグラム）＝1兆分の1 g

東京ドームに相当する入れ物に水を満たして、角砂糖1個（1 g）を溶かし、その水1 ccに含まれている砂糖が1 pg（ピコグラム）になる。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5 μm以下の非常に小さな粒子のこと。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素等が含まれる。また、様々な粒径のものが含まれており、地域や季節、気象条件等によって組成も変動する。

PCB（ポリ塩化ビフェニール）

絶縁性が高いなど電気的特性にすぐれ、かつ、熱、酸、アルカリなどに非常に強いので、絶縁油、熱媒体やノンカーボン紙溶剤などに広く用いられたが、昭和47年に生産中止となった。人体に入った場合、多様な皮膚障害、内臓諸器等の障害、ホルモンのバランスのくずれ、末梢神経の伝達速度の遅延等の症状が認められる。なお、カネミ米ぬか油中毒事件の原因となった有機塩素剤である。

ppm

濃度や含有量を示すときに用いる容積比や重量比を表わす単位で、100万分の

1 を 1 ppm という。たとえば、空気 1 m^3 中に 1 cm^3 の物質が含まれているような場合、あるいは水 1 kg (1 L) 中 1 mg の物質が溶解しているような場合、この物質濃度を 1 ppm という。(1 ppm = 1 0 0 0 ppb)

P R T R (環境汚染物質排出：移動登録)

Pollutant Release and Transfer Resisterの略。事業者が規制・未規制を含む潜在的に有害な幅広い物質について、環境媒体(大気・水・土壌)別の排出量と廃棄物に含まれての移動量を自らかの形で集計するもの。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年7月31日公布)

富栄養化

湖水中に栄養塩類(窒素、リン等)が少なくプランクトンの増殖等が少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩類が多く生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へと変化していく現象を富栄養化という。

浮遊物質 (SS)

水中に懸濁している不溶性の物質(粒径2mm以下)で水中生物の死骸、分解物質等の有機物や泥粒などの無機物質をいい、水の濁りの原因となる。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊するすべての粒径の微粒子を称して浮遊粉じんといい、そのうち粒径が10ミクロン以下のものを浮遊粒子状物質という。大気中の滞留時間が長いことから、呼吸により器管や肺には入りやすく、せき、たん、呼吸困難などをひきおこす原因物質のひとつといわれている。

フロンガス

炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称。化学的に安定で毒性が少なく、かつ、不燃性や電気絶縁性が良いため冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレーなどの噴射剤、電子部品の洗浄剤など幅広く使用されていた。しかし、大気中に放出されたフロンガスは、成層圏で強い太陽光線により分解され、塩素を放出する。この塩素がオゾンと反応してオゾン層を破壊、その結果、地上に到達する紫外線量が増加し、皮膚癌を発現させたり、気象や生態系に影響を与えるとされている。

pH (水素イオン濃度指数)

溶液が酸性であるかアルカリ性であるかを表わす指数で、7が中性、7より小さくなれば酸性が強くなり、7より大きくなればアルカリ性が強くなる。普通、河川のpHは6~8の範囲にあるのが望ましい。

ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位のこと。1個の放射性核種が1秒間に

1 回崩壊して放射線を放出する場合、1 ベクレルとなる。その量は、放射線のエネルギーや人体への危険度とは異なる。

mg / L

水に含まれる物質の量を表す単位で、水 1 L 中に含まれる物質を mg 数で表したものの。ppm とほぼ同じ意味を持つ。

メチレンブルー活性物質 (MBAS)

Methylene Blue Active Substance の略。陽イオン性の試薬であるメチレンブルーと結合する物質で、主に陰イオン界面活性剤の量を知る上で利用されているが、環状動物体内からの分泌や、クロロフィルも検出されてしまうため、植物プランクトンの多い湖沼等での洗剤分の把握には問題がある。

有機塩素系化合物

分子の中に塩素原子を含む有機化合物の総称。環境上問題になった化合物としては、有機塩素系農薬 (DDT、BHC 等)、トリハロメタン、有機塩素系溶剤、熱媒体 (PCB 等) がある。現在溶剤として使用されている、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が地下水を汚染し社会問題となっている。

溶存酸素 (DO)

水中に溶解している分子状の酸素をいい、空気中から溶け込むものが大部分であり、普通きれいな河川の DO は 8 ~ 9 mg / l の状態であり、魚介類が生息するためには、最低 5 mg / l が必要であると言われている。

磷

磷は自然界においては磷酸態のような化合物として存在し、通常全磷 (TP) が水質汚濁の指標として利用される。窒素と共に過剰になるとアオコの大量発生等の現象を起こす富栄養化の起因物質である。

六価クロム化合物

クロムの原子価が 6 の化合物をいい、電気メッキ、顔料などに使用され、その毒性は、皮膚障害、腎障害、肝障害、発癌性等が有る。

環境都市宣言

平成18年3月28日議決

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の存続基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。

我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。

米子市環境基本条例

平成17年3月31日条例第95号

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部

分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務及び役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- (5) 地球環境保全に資する取組の推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境施策

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するように努めるものとする。

(公害等の防止)

第13条 市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成及び負担)

第14条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

(資源の循環的利用等の促進)

第 1 5 条 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 1 6 条 市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 1 7 条 市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第 1 8 条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 米子市環境審議会

(設置及び所掌事務)

第 1 9 条 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 4 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 2 0 条 審議会は、委員 2 5 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 民間団体の代表者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第23条 審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

4 部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省略

米子市環境保全条例

平成17年3月31日条例第96号

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力の下に、関係法令及び鳥取県条例に定めるもののほか、生活環境の保全に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、生活環境の保全に関する総合的施策を策定し、これを実施するものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、事業活動に伴って生ずる生活環境の破壊及び汚染を防止し、進んで必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において互いに生活環境を損なうことのないように心掛け、進んでその整備に努めるとともに、市長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境基準の設定)

第5条 市長は、生活環境を保全するために維持することが望ましい基準を定めることができる。

2 市長は、前項の基準を定めるに当たっては、米子市環境基本条例（平成17年米子市条例第95号）第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(知識の普及等)

第6条 市長は、生活環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図るとともに、市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

(調査、研究及び指導)

第7条 市長は、生活環境を保全するために必要な事項について調査、研究及び指導をしなければならない。

(計画書の提出)

第8条 市長は、生活環境の破壊又は汚染のおそれがあると認められる工場又は事業場を設置しようとする事業者に対して、生活環境保全に係る計画書を提出させるものとする。

2 前項の計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (2) 事業活動の内容
- (3) 建物及び施設の構造、配置等
- (4) 生活環境保全のための方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(協定の締結)

第9条 市長は、前条に規定する事業者と前条第1項の計画書に関する協議を行い、生活環境を保全するために必要と認めるときは、事業者と生活環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(土地等の管理)

第10条 土地等の占有者又は管理者は、その占有し、又は管理する土地等の清潔を保持し、雑草を除去し、植樹を促進する等適正な管理に努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第11条 何人も、公園、遊園地、道路、水路、河川、湖沼、海その他の公共の場所を汚さないように努めなければならない。

(自然環境の保護)

第12条 何人も、河川、湖沼、海浜、丘陵等の自然環境を保護し、みだりに自然環境を破壊しないように努めなければならない。

(燃焼不適物の焼却禁止)

第13条 何人も、みだりにゴム、硫黄、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス若しくは悪臭を発生するおそれのある物を多量に焼却し、又は有害物質を含む製品を焼却しないように努めなければならない。

(産業廃棄物の自己処理)

第14条 事業者は、自らの責任において産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

(家畜飼養施設の維持管理)

第15条 家畜又は家きんの飼養施設（以下「家畜飼養施設」という。）を管理する者は、汚物汚水の処理設備を設け、これを衛生的に維持管理し、悪臭の発散及び汚物汚水の流出防止に努めなければならない。

(緩衝地帯の設置)

第 16 条 工場、事業場又は家畜飼養施設を管理する者は、生活環境を保全するために必要な緩衝地帯を設けるように努めなければならない。

(し尿浄化槽の維持管理)

第 17 条 し尿浄化槽を設置している者は、し尿浄化槽を衛生的に維持管理しなければならない。

(排出水の処理)

第 18 条 公共下水道又は農業集落排水施設の供用が開始されている区域外の区域において家庭排水を排出する者は、汚水升、ろ過池等の設備を設け、これを衛生的に維持管理し、公共水路等を汚染することがないように努めなければならない。

2 市長は、生活環境を汚染するおそれのある地域においては、その地域内の排水の排出について指示することができる。

(屋外公告物の表示等)

第 19 条 屋外公告物を表示し、又は屋外公告物を掲出する物件を設置する者は、生活環境の美化と交通等の支障にならないよう最善の注意を払うとともに、表示又は設置期間に留意し、利用後は直ちに除却し、事後の処置を速やかに講ずるように努めなければならない。

(立入調査)

第 20 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員をして関係場所へ立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資金のあっせん等)

第 21 条 市長は、この条例の規定に基づき施設の改善整備等について指導し、又は指示した場合において、必要があると認めるときは、資金のあっせん等に努めなければならない。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省略

米子市快適な生活環境の確保に関する条例

平成17年3月31日条例第97号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、落書き及び自動車の放置が市民の快適な生活環境の確保に対して重大な障害となる行為であることにかんがみ、落書き及び自動車の放置の防止並びにこれらの行為に対する措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の確保を図り、もって本市における環境の保全及び快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 次に掲げるものであって、市が所有し、又は管理するもの

ア 道路、河川、公園、市営住宅、学校、図書館、市庁舎、下水道施設その他公共用又は公用に供している施設（当該施設に附属する設備及び器具を含む。以下同じ。）及び土地

イ 公共用又は公用に供することが予定されている施設及び土地

(2) 前号に掲げるもののほか、現に市が所有し、又は管理する施設及び土地

2 この条例において「落書き」とは、正当な理由なく他人の施設（公共施設等その他当該行為者以外の者が所有し、又は管理する施設及び土地をいう。以下同じ。）に文字、図形若しくは模様をかくこと又は正当な理由なく他人の施設にかかれた文字、図形若しくは模様をいう。

3 この条例において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。

4 この条例において「自動車の放置」とは、正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所において自動車の所有、占有又は使用に関する権原を現に有する者又は最後に有していた者（以下「所有者等」という。）が当該自動車を離れて直ちに運転することができない状態で相当の期間にわたり置かれた状態にする行為（道路法（昭和27年法律第180号）第43条第2号に掲げる行為に該当するもの及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4に規定する放置行為に該当するものを除く。）をいう。

第2章 落書きに対する措置

(落書きの禁止)

第3条 何人も、落書きをしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、落書きの防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民(本市の区域内に滞在する者を含む。)は、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(落書きに対する措置)

第6条 市長は、公共施設等に落書きがされた場合にあっては、当該落書きをした者の発見に努めるものとする。

2 市長は、公共施設等に落書きがされた場合にあっては、当該落書きの消去に努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、公共施設等にされた落書きをした者の発見のため、その他の理由により必要があると認めるときは、当該落書きの被覆その他必要な措置を講じた上、当該落書きの消去を行わないことができる。

4 市長は、公共施設等に落書きがされた場合であって当該落書きをした者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該落書きを消去するよう命じなければならない。

(費用の請求)

第7条 市長は、前条第2項の規定により落書きの消去を行った場合又は同条第3項の規定により落書きの被覆その他必要な措置を講じた場合であって、当該落書きをした者が判明しているとき、又は判明したときは、当該落書きをした者に対し、当該消去又は被覆その他必要な措置に要した費用を請求することができる。

第3章 自動車の放置に対する措置

(自動車の放置の禁止)

第8条 何人も、自動車の放置をし、若しくはさせ、又は自動車の放置をし、若しくはさせようとする者に協力してはならない。

(市の責務)

第9条 市は、自動車の放置の防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第10条 事業者等（自動車の製造、輸入、販売、修理若しくは整備、引取り又は解体を業として行っている者及びこれらの者の団体をいう。）は、自動車の放置が行われることのないよう、自動車の引取りその他適切な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第11条 市民（本市の区域内において自動車を所有し、占有し、又は使用する者を含む。）は、第9条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

（調査等）

第12条 市長は、公共施設等において放置の状態（当該自動車の所有者等が当該自動車を離れて直ちに運転することができない状態をいう。）にある自動車を発見したときは、速やかに、関係機関への通報その他の必要な措置を講ずるとともに、当該放置の状態にある自動車の状況、所有者等その他の事項を調査しなければならない。

（警告）

第13条 市長は、前条の規定による調査の結果、当該自動車が自動車の放置により置かれたものであることが判明したときは、当該自動車の放置により置かれている自動車（以下「放置自動車」という。）に、当該放置自動車を直ちに撤去すべき旨を記載した警告書を取り付けるものとする。

（勧告）

第14条 市長は、第12条の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等又は当該放置自動車を現に当該公共施設等に置いた者（以下「放置行為者」という。）が判明したとき（当該放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。）は、当該放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告しなければならない。

（命令）

第15条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等又は放置行為者が当該勧告に従わないときは、当該所有者等又は放置行為者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう命じなければならない。

（放置自動車の移動及び保管）

第16条 市長は、第13条の規定により警告書を取り付けた日から1か月を経過しても、当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者が判明していな

いとき（次条第1項第1号において「所有者等不明の場合」という。）、又は当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者が判明したにもかかわらず当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者と連絡を取ることができないとき（同号において「連絡先不明の場合」という。）は、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該自動車が置いてあった場所又はその付近に、当該自動車を移動し、及び保管した旨並びに当該保管している自動車（以下「保管放置自動車」という。）の引取りに関し必要な事項を表示しておかなければならない。

3 市長は、第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、その旨及び当該保管放置自動車の引取りに関し必要な事項を公示しなければならない。

4 市長は、前項の規定による公示の日から次条第2項又は第19条第1項の規定による公示をする日までの間に、当該公示に係る保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したとき（当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。次条第3項において同じ。）は、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、直ちに当該保管放置自動車を引き取るよう通知しなければならない。

（廃物認定）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該保管放置自動車が、自動車としての本来の用に供することが困難であり、かつ、不要物であると認められる状態にあるときは、当該保管放置自動車を廃物として認定することができる。

（1）前条第3項の規定による公示の日から1か月を経過してもなお当該公示に係る保管放置自動車について所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合

（2）前条第4項又は第3項の規定による通知をした日から1か月を経過してもなお当該通知に係る保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が当該保管放置自動車を引き取らないとき。

2 市長は、前項の規定により保管放置自動車を廃物として認定したときは、その旨及び当該廃物として認定された保管放置自動車（次項を除き、以下「廃物認定保管放置自動車」という。）を次条の規定により処分する旨並びに当該廃物認定保管放置自動車の引取りに関し必要な事項を公示しなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による認定をした場合において、前項の規定による公示の日から同日から14日を経過する日までの間に当該公示に係る廃物として認定された保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、直ちに当該保管放置自動車を引き取るよう通知しなければならない。

4 前項の規定による通知をした場合においては、当該通知に係る保管放置自動車についてした第1項の規定による認定は、これをしなかったものとする。

5 市長は、第1項第2号の規定に該当することにより同項の規定による認定をしたときは、第2項の規定による公示と併せて、当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該公示の内容を通知しなければならない。

(廃物認定保管放置自動車の処分)

第18条 市長は、前条第2項の規定による公示の日から14日を経過してもなお当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定保管放置自動車を処分することができる。

(廃物認定外保管放置自動車に対する措置)

第19条 市長は、保管放置自動車について第17条第1項の規定による廃物としての認定をしなかったとき(同条第4項の規定により当該認定をしなかったものとした場合を除く。)は、速やかに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 当該廃物としての認定をしなかった保管放置自動車(以下「廃物認定外保管放置自動車」という。)を直ちに引き取るべき旨

(2) 公示の日から5か月を経過しても引取りがない場合には、当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車を処分する旨

2 前項の場合において、市長は、当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明しているとき(当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。)は同項の規定による公示と併せて、同項の規定による公示の日から同日から5か月を経過する日までの間に当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したとき(当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。)は直ちに、当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該公示の内容を通知しなければならない。

(廃物認定外保管放置自動車の処分)

第20条 市長は、前条第1項の規定による公示の日から5か月を経過してもなお当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外保管放置自動車を処分することができる。

(所有権の帰属)

第21条 第17条第2項の規定による公示の日から14日を経過してもなお当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定保管放置自動車の所有権は、当該14日を経過した日において市に帰属するものとする。

2 第19条第1項の規定による公示の日から5か月を経過してもなお当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外保管放置自動車の所有権は、当該5か月を経過した日において市に帰属するものとする。

(費用の請求)

第22条 市長は、保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が当該保管放置自動車を引き取ろうとするときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該保管放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第18条又は第20条の規定により保管放置自動車を処分したときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該保管放置自動車の移動及び保管並びに処分に要した費用を請求することができる。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第24条 第3条の規定に違反して公共施設等に落書きをした者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条 第15条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年3月31日条例第98号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下単に「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、市域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物 法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市域における一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、法第3条並びに第6条の2第6項及び第7項の規定によるほか、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する市長の指示に従わなければならない。

(家庭廃棄物の収集及び運搬)

第6条 市民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（し尿及びがれきを除く。以下「家庭廃棄物」という。）については、市において収集し、及び運搬するものとする。

(一般廃棄物処理計画の公表)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めるときは、これを公表するものとする。

(清潔の保持義務)

第8条 市域の清潔保持に関しては、法第5条の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 土木、建築等工事の施工者は、不法投棄の誘発を防止し、及び都市美観を損なわないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

(2) 動物を飼育する者は、飼育場所の清潔の保持、害虫の発生防止及びその駆除並びに悪臭の発散防止に努めなければならない。

(家庭廃棄物の搬出)

第9条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者。以下同じ。)は、自ら処分することができない家庭廃棄物については、規則で定める種別に分別し、市長が定める方法により、あらかじめ市長が指定する日時及び集積場所に搬出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる家庭廃棄物は、前項の集積場所(以下単に「集積場所」という。)に搬出してはならない。

(1) 爆発性又は引火性のあるもの

(2) 感染性のあるもの

(3) 著しい悪臭のあるもの

(4) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物及び劇物に該当するもの

(5) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物に該当するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、処理作業に支障を生ずるおそれのあるもの

3 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物の処理については、市長の指示に従わなければならない。

4 第1項の規定による家庭廃棄物の搬出に当たっては、集積場所の清潔を保持し、及び運行の妨害とならないように配慮しなければならない。

(家庭廃棄物等の処理の届出等)

第10条 土地又は建物の占有者は、新たに家庭廃棄物の収集を受けようとするとき、又は動物の死体を自ら処分することができないときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに、その旨を市長に通報しなければならない。

(搬出された家庭廃棄物の所有権)

第 1 1 条 第 9 条第 1 項の規定に基づき集積場所に搬出された家庭廃棄物の所有権は、市に帰属するものとする。

(収集又は運搬の禁止)

第 1 1 条の 2 市又は家庭廃棄物の収集若しくは運搬について市から委託を受けた者(次項において「市等」という。)以外の者は、前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、当該収集又は運搬を行わないよう命ずることができる。

3 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例(平成 17 年米子市条例第 25 号)第 3 章の規定は、適用しない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第 1 2 条 法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、米子市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査し、及び審議する。

(審議会の組織等)

第 1 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 民間団体の代表者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第 1 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 1 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(廃棄物減量等推進員)

第 1 6 条 法第 5 条の 8 第 1 項の規定に基づき、市長は、必要に応じ、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

(清掃指導員)

第 1 7 条 この条例に定める事項について調査指導を行わせるため、清掃指導員を置く。

- 2 清掃指導員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 清掃指導員は、その職務執行に当たり、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可)

第 1 8 条 法第 7 条第 1 項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証を申請者に交付するものとする。
- 3 法第 7 条第 6 項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証を申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、第 1 項又は第 3 項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第 1 8 条の 2 収集運搬業者（法第 7 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び処分業者（同条第 6 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）

は、法第7条の2第1項の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 市長は、第1項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(浄化槽清掃業の許可)

第19条 浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

4 第1項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(清掃業者の欠格要件に係る届出)

第20条 清掃業者（浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、同法第36条第2号イからニまで又はハからヌまで（同号リ又はヌに掲げる者にあつては、同号ホに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(収集運搬車の表示)

第21条 収集運搬業者は、規則で定めるところにより、その収集運搬車に収集運搬業者であることを表示しなければならない。

(代車の使用の承認)

第21条の2 収集運搬業者は、第18条第1項の許可に係る車両の検査、修理等を行う場合において、当該車両に代わるべき車両をその業務に使用しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(許可証の再交付及び返還)

第 2 1 条の 3 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、第 18 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 19 条第 2 項の許可証（以下この条及び第 24 条第 4 号において単に「許可証」という。）を汚損し、若しくは損傷し、又は紛失したときは、直ちに、その再交付を受けなければならない。

2 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、許可証（第 3 号に該当する場合にあっては、当該発見した許可証）を市長に返還しなければならない。

(1) 第 18 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 19 条第 1 項の許可（次号において単に「許可」という。）の期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消され、又は業務の停止を命ぜられたとき。

(3) 許可証の再交付を受けた場合において、紛失した許可証を発見したとき。

(許可の取消し及び業務の停止)

第 2 2 条 市長は、収集運搬業者、処分業者及び清掃業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは浄化槽法（これらに基づく命令を含む。）並びにこの条例及びこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく市長の処分に違反したとき。

(2) 市長の指示に従わなかったとき。

(業務の休止の届出)

第 2 3 条 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、その業務の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から 10 日以内に、その理由を付して市長に届け出なければならない。

(許可等の手数料)

第 2 4 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は浄化槽法第 3 5 条第 1 項の許可を受けようとする者 1 件につき 1 万円

(2) 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は浄化槽法第 3 5 条第 1 項の許可の更新を受けようとする者 1 件につき 1 万円

(3) 法第 7 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者 1 件につき 1 万円

(4) 許可証の再交付を受けようとする者 1 件につき 3,000 円

(一般廃棄物の処理手数料)

第 25 条 市が行う一般廃棄物の処理に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により、次の各号に掲げる処理手数料（第 3 項及び第 4 項並びに次条において単に「処理手数料」という。）を徴収するものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の処理手数料 家庭廃棄物のうち規則で定めるもの（以下この号及び次項において「規則で定める家庭廃棄物」という。）の収集、運搬及び処理につき、当該規則で定める家庭廃棄物を集積場所に搬出するために使用する別表の左欄に掲げる廃棄物容器等の区分に応じ、同表の右欄に定める額

(2) 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理手数料 可燃性の一般廃棄物のごみ処理施設（米子市ごみ処理施設設置条例（平成 17 年米子市条例第 99 号）第 2 条に規定するごみ処理施設をいう。）への搬入 1 回につき、次に掲げる額を合計して得た額

ア 195 円

イ 搬入量が 10 キログラムを超える場合において、当該 10 キログラムを超える部分につき、10 キログラム（その量に 10 キログラム未満の端数があるときは、その端数を 10 キログラムに切り上げる。）当たり 195 円として算定した額

(3) し尿の処理手数料 し尿のくみ取り 1 回につき、18 リットル（その全量が 18 リットル未満であるとき、又はその量に 18 リットル未満の端数があるときは、その全量又はその端数を 18 リットルに切り上げる。）当たり 219 円として算定した額

2 規則で定める家庭廃棄物を集積場所に搬出する者は、あらかじめ、市長が指定する者から当該搬出のために使用する別表の左欄に掲げる廃棄物容器等の交付を受け、その際、同表の右欄に定めるところにより、処理手数料を支払わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

4 既に納付された処理手数料は、還付しない。

（処理手数料の減免）

第 26 条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、処理手数料を減額し、又は免除することができる。

（設備等の改善）

第 27 条 市長は、法第 19 条第 1 項又は浄化槽法第 53 条第 2 項の規定による立入検査を行った結果、収集運搬業者、処分業者又は清掃業者の業務、設備器材等に改善を要することを発見したときは、当該収集運搬業者、処分業者又は清掃業者に対して、その改善の指示をするものとする。

2 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、前項の指示を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第 28 条 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、法令に定める基準によるほか、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 30 条 第 11 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則 省略

別表（第 25 条関係）

廃棄物容器等の区分		処理手数料の額
規則で定める廃棄物容器	容量 40 リットル	62 円
	容量 30 リットル	46 円
	容量 20 リットル	31 円
	容量 10 リットル	16 円
規則で定める廃棄物シール		62 円

米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例

平成19年3月28日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶、たばこの吸い殻その他のごみの投棄及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに歩行喫煙の制限に関し必要な事項を定めることにより、市並びに市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境の美化を図り、もってきれいな住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 缶、瓶、ペットボトル等の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他の軽微な廃棄物をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の市民等が広く利用する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等、事業者及び土地所有者等に対して、きれいな住みよいまちづくりに関する意識の啓発を図るとともに、環境の美化に関する施策(以下「環境美化施策」という。)を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら率先してきれいな住みよいまちづくりの推進に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行う地域において主体的に環境の美化に取り組むとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の投棄を防止するために必要な措置に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

(空き缶等の投棄の禁止等)

第7条 市民等は、公共の場所においては、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

2 市民等は、公共の場所においては、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は所定の回収容器に収納しなければならない。

(歩行喫煙の制限)

第8条 市民等は、公共の場所においては、歩行しながらの喫煙(自転車に乗車しながらの喫煙を含む。)をしないように努めなければならない。

(飼い犬等のふんの回収等)

第9条 飼い犬その他の動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者又は管理者(飼い犬等を現に管理している者をいう。)は、公共の場所において飼い犬等がふんをしたときは、自らの責任においてこれを回収し、持ち帰らなければならない。

(環境美化推進区域の指定)

第10条 市長は、きれいな住みよいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、環境美化推進区域として指定することができる。

2 市長は、環境美化推進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域に係る市民等、事業者及び土地所有者等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境美化推進区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、環境美化推進区域の指定の変更又は解除について準用する。

(環境美化推進計画)

第11条 市長は、環境美化推進区域ごとに環境美化推進計画を定めなければならない。

2 市長は、環境美化推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該環境美化推進区域に係る市民等、事業者及び土地所有者等の意見を聴かなければならない。

3 環境美化推進計画には、当該環境美化推進区域における次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) きれいな住みよいまちづくりの推進に関する目標及び方針

(2) 市、市民等、事業者及び土地所有者等が実施すべき環境美化活動に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の美化の推進に関し必要な事項
(指導)

第12条 市長は、第7条第1項若しくは第2項又は第9条の規定に違反している者に対し、必要な指導をすることができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の指導に従わない者に対して、原状回復、行為の禁止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例（平成17年米子市条例第25号）第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第13条第1項の規定による命令に従わない者に対しては、2万円以下の過料を科する。

附 則 省略

○平成29年度版「米子市の環境」

本書は、基本的に平成28年度の実績に基づいて作成をした。

なお、一部他官庁において平成30年2月22日時点で実績が公にされていない項目については、平成27年度の実績に基づいて作成を行った。

○表紙写真

- ・「中海クルージング（中海環境フェア）」
- ・「米子水鳥公園 カルガモの親子」